

第七回国会 通商産業委員會議録第三十三号

昭和二十五年四月二十一日(金曜日)  
午前十一時十四分開議

出席委員  
委員長代理 理事神田 博君  
理事有田 二郎君 理事小金 義照君  
理事渡谷雄太郎君 理事永井 要造君  
理事村上 勇君 理事今澄 勇君  
理事有田 喜一君

阿左美廣治君 岩川 與助君  
江田斗米吉君 門脇勝太郎君  
小西 英雄君 首藤 新八君  
關内 正一君 中村 幸八君  
福田 篤泰君 福田 一君  
前田 正男君 高橋清治郎君  
加藤 鐵造君 松井 政吉君  
松本 七郎君 伊藤 憲一君  
風早八十二君 河野 金昇君  
出席國務大臣 高瀬莊太郎君  
出席産業大臣 高瀬莊太郎君  
出席政府委員 宮崎 靖君  
通商産業 政務次官 岡部 邦生君  
通商産業事務官 中島 征帆君  
通商振興局長 炭管理局長 照田 弘久君  
官(通商振興局長) 谷崎 明君  
局(通商振興局長) 専門員 大石 主計君  
専門員 越田 清七君

四月十五日  
委員首藤新八君辞任につき、その補  
欠として佐藤榮作君が議長の指名で  
委員に選任された。

同月十七日  
委員風早八十二君辞任につき、その  
補欠として木村榮君が議長の指名で  
委員に選任された。

同月十八日  
委員木村榮君辞任につき、その補欠  
として風早八十二君が議長の指名で  
委員に選任された。

同月二十一日  
委員佐藤榮作君、坂本泰良君及び山  
口シヅエ君辞任につき、その補欠と  
して首藤新八君、松井政吉君及び松  
本七郎君が議長の指名で委員に選任  
された。

四月十九日  
臨時石炭炭業管理法の廃止に関する  
法律案(星島二郎君外九名提出、衆  
法第一九号)  
同月二十日  
公益事業法案(内閣提出第一七八  
号)  
電気事業再編成法案(内閣提出第一  
七九号)  
同月十七日  
朝日、丸山、内ヶ谷三發電所建設促  
進に関する請願(木村公平君外一名  
紹介)(第二四九一号)  
中小企業救済緊急施策に関する請願  
(今澄勇君外十二名紹介)(第二四九  
五号)  
電気料金改訂に関する請願(風早八  
十二君紹介)(第二五一三三号)  
九州地方の電力問題に関する請願外  
二十八件(尾崎末吉君紹介)(第二五  
四〇号)

同外四十七件(原田雪松君紹介)(第  
二五六五号)  
同外七件(村上勇君紹介)(第二六二  
六号)  
電気事業再編成案における北陸地区  
帰属発電所の容量増加に関する請願  
(橋直治君紹介)(第二五六二二号)  
電気事業分断反対に関する請願(伊  
藤憲一君外一名紹介)(第二五六三  
号)  
同外一件(河野金昇君紹介)(第二五  
六四号)  
九州地方の電気事業再編成に関する  
請願(小山長規君外五名紹介)(第二  
五七六号)  
元住友共同電力株式会社の電気設備  
復元反対に関する請願(大西弘君外  
八名紹介)(第二六〇二二号)  
四国地方の電気事業再編成に関する  
請願外三十二件(三木武夫君紹介)  
(第二六二七号)  
電気事業分断反対並びに那賀川電源  
開発促進に関する請願外三十九件  
(三木武夫君紹介)(第二六二八号)  
同月十九日  
農業用電力に関する請願(平川篤雄  
君紹介)(第二六五〇号)  
大牧發電所復元に関する請願(猪俣  
浩三君紹介)(第二六五一号)  
電気事業分断反対に関する請願(水  
谷昇君紹介)(第二六七〇号)  
同(今澄勇君紹介)(第二六七二号)  
同(河内陽一君紹介)(第二七七九  
号)  
電気事業分断並びに元住友共同電力

株式会社の電気設備復元反対に関す  
る請願外百八十三件(島田末信君紹  
介)(第二六七二二号)  
火薬類取締法案反対に関する請願  
(田代文久君外一名紹介)(第二六八  
九号)  
九州地方の電力問題に関する請願外  
七件(淵通義君紹介)(第二六九〇  
号)  
同外二件(瀬戸山三男君紹介)(第二  
六九一号)  
電気事業分断及び電気料金地域差設  
定反対に関する請願(村上勇君紹介)  
(第二七五六号)  
の審査を本委員会に付託された。  
同月十八日  
中小企業対策確立に関する陳情書  
(神奈川県議会議長上條勝)(第七六  
二二号)  
電気工事法制定に関する陳情書(新  
潟県南魚沼郡石打村大字大沢四十五  
番地日本民間雷害防止研究会長星野  
享一)(第七六三三三号)  
電力分割案反対に関する陳情書(宮  
崎県日南市長井戸川一外一名)(第七  
六七七号)  
丸山發電所開発促進の陳情書(愛知  
県知事青柳秀夫外三名)(第七七六  
号)  
特別鉱害復旧臨時措置法制定促進の  
陳情書(大牟田市市長田中忠蔵外一名)  
(第七八〇号)  
商工會議所法案に関する陳情書(東  
京都千代田区丸の内三丁目十四番地

東京商工會議所会頭高橋龍太郎)(第  
七八三三三号)  
大牧發電所を日本水力工業株式会  
社に返還の陳情書(東京都品川区北品  
川四丁目七百八十八番地日本水力工業  
株式会社取締役社長加藤金次郎)(第  
七九二二二号)  
電力基準割当増配に関する陳情書  
(東京都知事安井誠一郎外五名)(第  
七九四四号)  
同月二十日  
商工會議所法制定促進の陳情書(三  
重県四日市商工會議所会頭九鬼紋十  
郎外三十八名)(第八一三三三号)  
中小企業育成強化に関する陳情書  
(大阪府議會議長亀井喜代九外一名)  
(第八一七二二号)  
信用保証協会に対する国庫補助の陳  
情書(宮崎県知事安中忠雄)(第八三  
五五五号)  
を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件  
公益事業法案(内閣提出第一七八  
号)  
電気事業再編成法案(内閣提出第一  
七九号)  
臨時石炭炭業管理法の廃止に関する  
法律案(星島二郎君外九名提出、衆  
法第一九号)  
鉱工業貿易公団に関する件  
通商産業行政に関する件  
○神田委員長代理 これより通商産業  
委員會を開会いたします。  
この際通商産業大臣高瀬莊太郎君よ



る規定は、次のように変更して適用する。

一 「石炭局長」とあるのは「通商産業局長」とする。

二 地方炭鉱管理審議会に諮問すべき旨の規定は、当事者に対して不利益な処分をしようとするときは、あらかじめ、当該当事者に当該不利益な処分をする理由を文書をもつて通知し、その者が公開の聴聞において弁明し、且つ、有利な証拠を提出する機会を與えなければならぬ旨の規定とする。

(石炭鉱業権等臨時措置法の暫定的効力)

第十條 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、石炭鉱業権等臨時措置法は、この法律施行後でも、なおその効力を有する。

### 附則

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第三條中通商産業省設置法第四條、第三十一條、第三十五條、第四十一條、第四十三條及び第四十四條の改正規定以外の部分、第五條から第七條まで並びに第九條第一号の規定は、昭和二十五年八月一日から施行する。

2 昭和二十五年七月三十一日まで、石炭局長は、石炭の生産に関する事務をつかさどるものとし、その名称、位置及び管轄区域については、なお従前の例による。

○神田委員 だいたい議題に供された臨時石炭鉱業管理法廃止法案を提案者一同にかかりまして、御説明を申

し上げたいと思います。

臨時石炭鉱業管理法は、石炭の緊急増産のために、昭和二十二年九月二十五日当時の政府より衆議院に提案せられ、同年十二月八日成立し、翌年四月一日に施行せられたのであります。当時におきまして、本法の効果につきましては種々論議せられたところでありましたが、昭和二十三年十二月、いわゆる経済九原則が実施せられ、日本経済が自由競争と自主性の回復の要請のもとにおかれて以来、石炭鉱業におきましても、急速に炭産率の向上と経営合理化の努力が積極化いたしました。昭和二十四年度におきましては、いわゆる四千二百万トンの炭産能力をほぼ回復いたしましたのであります。従つて昨年度以来石炭の需給状況は急速に緩和せられ、公団方式による買取り統制の必要も消滅いたしましたため、昨年九月、石炭統制は一部の銘柄を除き、価格、配給ともに全面的に統制を解除したのであります。

このような環境のもとにおきましては、本来石炭増産のため臨時的に立法された臨時石炭鉱業管理法は、すでにその意義を失うに至りましたのみならず、この法律に基づく複雑な管理組織と、この法律が石炭業者に対して要求する煩瑣な手続は、もはや石炭の増産を必要としないう今日においては、かえつて企業の自主性を阻害する向きすら少くないのであります。さらに増産施策の後退によつて、行政事務の分量が相当縮小した現在、特に石炭の生産行政のために、石炭局のような独立した地方機関を存置することが、その必要性に乏しいことは申すまでもないことでありまして、臨時石炭鉱業管理法の

廃止と、これに伴う石炭局の廃止は、行政機構の簡素化及び国費の節約という意味合いにおきましても、きわめて必要なことでありまして、よつてわれわれは来年三月の本法失効の日を待たずして、本日ここに法律廃止の提案をいたしました次第であります。

本法提案の理由は右に盡きるのであります。臨時石炭鉱業管理法の廃止に伴ひまして、石炭増産のための鉱区の調整と、石炭鉱業権についての使用権の設定を目的としたしました石炭鉱業権等臨時措置法も当然に失効する性質をもつておりますので、右に關しまして所要の経過措置を定めましたほか、臨時石炭鉱業管理法施行当時の命令、指示等に基づく損失補償に關しても、なおその請求権が消滅いたさないよう、必要な規定を設けたのであります。

またすでに述べましたごとく、臨時石炭鉱業管理法の施行機関であります石炭局長は、この機会にこれを廃止し、既存の通商産業局に統合するのを適当と認めまして、通商産業省設置法、行政機関職員定員法等につきましても、若干の改正を加えた次第であります。顧みますに、臨時石炭鉱業管理法施行以来、その以前に比較いたしました八百四十八人の政府職員を増加雇用いたしました。昭和二十三、四兩年度において、これに關する予算、合計一億一千六百万円を計上しているものであります。これらの人員と経費の大部分は、法律の廃止とともに削減せられ、国民の負担軽減となることは論をまたない次第であります。

本法廃止に伴つて、ただちに懸念せられますことは、基礎法規の廃止のため、石炭鉱業が輕視せられ、基本産業としての適切な施策を行ひ得なくなるのではないかと懸念でございます。元來臨時石炭鉱業管理法自体が、石炭鉱業の優位性の保障とは無関係でありまして、産業自体の重要度による行政上の取扱ひは、法律の存否にかかわらず、何らかの点の考慮を要するならば、どうも危惧する必要はないと信じているのであります。

これらの点を考え合せますと、今日この臨時石炭鉱業管理法を廃止し、石炭行政制度を簡素化することは、石炭鉱業の自主性を回復し、わが国民経済を正常化する意義におきましても、最も機宜を得た措置と考えられるのであります。

何とぞ慎重審議の上、御協賛あらんことをお願いいたす次第であります。

○村上(男)委員長代理 これにて提案理由の説明は終了しました。

○神田委員長代理 速記を始めて……。

次に昨二十日に付託になりました内閣提出の公益事業法案及び電気事業再編成法案を一括議題として審査に入ります。

まず両案について政府より提案理由の説明を求めます。高瀬通商産業大臣。

体制を確立して、公共の利益のために電気事業の再編成を行うことを目的とする。

第二條 別表第一に掲げる電気事業会社(以下「指定会社」という。)の再編成に關しては、過度経済力集中排除法(昭和二十二年法律第二百七号)及び過度経済力集中排除法の施行に伴う企業再建整備法の特例等に関する法律(昭和二十二年法律第二百八号)の規定による外、この法律の定めるところによる。

第三條 持株会社整理委員会又は公益事業委員会が指定会社の再編成に關して過度経済力集中排除法第七條第二項第七号の規定により承認し、又は作成する企業再編成計画は、左の各号の定めるところによるものでなければならぬ。

一 新たに九の電気事業会社(以下「新会社」という。)を設立し、指定会社は、解散すること。

二 新会社が電気を供給すべき区域(以下「供給区域」という。)は、別表第二に定める区域であること。

電気事業再編成法案  
電気事業再編成法案  
第一條 この法律は、電気事業の国家管理を廃止し、発電、送電及び配電を一貫して行う各独立の事業



|   |                                                                                                                   |
|---|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ト | 愛媛県の内<br>越智郡弓削村、生名村、岩城村、盛口村、鏡村、宮浦村、瀬戸崎村、岡山村、西<br>伯方村、伯方町、大山村、津倉村、宮窪村、満浦村、龜山村、関前村                                  |
| チ | 徳島県、高知県、香川県（小豆郡及び香川郡亀島村を除く）、愛媛県（越智郡弓削村、<br>生名村、岩城村、盛口村、鏡村、宮浦村、瀬戸崎村、岡山村、西伯方村、伯方町、<br>大山村、津倉村、宮窪村、満浦村、龜山村及び関前村を除く。） |
| リ | 福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県                                                                                      |

別表第三

この表に掲げる新会社に出資され、又は譲渡されるべき電気工作物は、實際上の運営に關し、更に検討を加えるものとし、その区分は、新会社が公益事業委員会の認可を受けて協定し、又は当該新会社がその成立後四箇月以内にその協定をすることができなかった場合において公益事業委員会が公共の利益を図るため命令したときは、変更されるものとする。

委員会は、新会社の成立後八箇月以内に、且つ、聽聞を経た後でなければ、前項の命令をすることができない。

|                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|---------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 出資を受け、又は譲り<br>受けるべき新会社          | 電気工作物                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 別表第二のイに掲げる<br>区域を供給区域とする<br>新会社 | 一 別表第二のイに掲げる区域に所在する電気工作物。但し、<br>公益事業委員会が定めるものを除く。                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 別表第二のロに掲げる<br>区域を供給区域とする<br>新会社 | 二 高沢発電所の送電設備<br>三 池尻川発電所の送電設備<br>四 島坂線の送電設備（柏原開閉所から長野県及び新潟県の境界<br>に至るまでのものに限る。）<br>五 西野線の送電設備（長野県に所在するものに限る。）<br>六 杉野沢池尻川連絡線の送電設備（長野県に所在するものに限<br>る。）<br>七 池尻川線の送電設備（長野県に所在するものに限る。）<br>八 杉野沢線の送電設備（長野県に所在するものに限る。）<br>九 別表第二のロに掲げる区域に所在する電気工作物であつて、<br>第十号から第五十八号までに掲げるものの以外のもの。但し、公<br>益事業委員会が定めるものを除く。 |
| 別表第二のハに掲げる<br>区域を供給区域とする<br>新会社 | 十 小野川発電所の送電設備<br>十一 秋元発電所の送電設備<br>十二 猪苗代第一発電所の送電設備<br>十三 沼倉発電所の送電設備<br>十四 猪苗代第二発電所の送電設備<br>十五 猪苗代第三発電所の送電設備                                                                                                                                                                                               |

|                                           |
|-------------------------------------------|
| 十六 猪苗代第四発電所の送電設備                          |
| 十七 中津川第一発電所の送電設備                          |
| 十八 中津川第二発電所の送電設備                          |
| 十九 中津川第三発電所の送電設備                          |
| 二十 信濃川発電所の送電設備                            |
| 二十一 湯沢発電所の送電設備                            |
| 二十二 石打発電所の送電設備                            |
| 二十三 日橋川発電所の送電設備                           |
| 二十四 金川発電所の送電設備                            |
| 二十五 沼上発電所の送電設備                            |
| 二十六 竹内発電所の送電設備                            |
| 二十七 丸守発電所の送電設備                            |
| 二十八 戸ノ口第一発電所の送電設備                         |
| 二十九 戸ノ口第二発電所の送電設備                         |
| 三十 戸ノ口第三発電所の送電設備                          |
| 三十一 猪苗代新幹線の送電設備（福島県に所在するものに限<br>る。）       |
| 三十二 猪苗代旧幹線の送電設備（福島県に所在するものに限<br>る。）       |
| 三十三 漆沢支線の送電設備                             |
| 三十四 膳棚連絡線の送電設備                            |
| 三十五 長瀬川線の送電設備                             |
| 三十六 秋元支線の送電設備                             |
| 三十七 沼倉支線の送電設備                             |
| 三十八 上越幹線の送電設備（新潟県に所在するものに限る。）             |
| 三十九 穴藤支線の送電設備                             |
| 四十 大野支線の送電設備                              |
| 四十一 信濃川連絡線の送電設備                           |
| 四十二 黒部幹線の送電設備（新潟県に所在するものに限る。）             |
| 四十三 大川連絡線の送電設備（日橋川発電所から第五鉄塔まで<br>のものに限る。） |
| 四十四 長谷地支線の送電設備                            |
| 四十五 会津線の送電設備                              |
| 四十六 湯沢線の送電設備                              |
| 四十七 土樽支線の送電設備                             |
| 四十八 清水北線の送電設備                             |
| 四十九 沼上線の送電設備                              |
| 五十 戸ノ口第一線の送電設備                            |

|     |                                            |
|-----|--------------------------------------------|
| 五十一 | 猪苗代連絡線の送電設備                                |
| 五十二 | 中津川連絡線の送電設備                                |
| 五十三 | 中津川第三線の送電設備                                |
| 五十四 | 日橋川線の送電設備                                  |
| 五十五 | 金川線の送電設備                                   |
| 五十六 | 石打線の送電設備                                   |
| 五十七 | 戸ノ口第二線の送電設備                                |
| 五十八 | 萱付変電所の送電設備                                 |
| 五十九 | 箕輪変電所の送電設備                                 |
| 六十  | 土村第一発電所の送電設備                               |
| 六十一 | 土村第二発電所の送電設備                               |
| 六十二 | 土村第三発電所の送電設備                               |
| 六十三 | 穂積発電所の送電設備                                 |
| 六十四 | 海瀬発電所の送電設備                                 |
| 六十五 | 小諸発電所の送電設備                                 |
| 六十六 | 島河原発電所の送電設備                                |
| 六十七 | 塩川発電所の送電設備                                 |
| 六十八 | 霞沢発電所の送電設備                                 |
| 六十九 | 湯川発電所の送電設備                                 |
| 七十  | 沢渡発電所の送電設備                                 |
| 七十一 | 奈川渡発電所の送電設備                                |
| 七十二 | 前川発電所の送電設備                                 |
| 七十三 | 大白川発電所の送電設備                                |
| 七十四 | 龍島発電所の送電設備                                 |
| 七十五 | 島々谷発電所の送電設備                                |
| 七十六 | 水内発電所の送電設備                                 |
| 七十七 | 黒部幹線の送電設備(長野県に所在するものに限る。)                  |
| 七十八 | 水内支線の送電設備                                  |
| 七十九 | 島河原支線の送電設備                                 |
| 八十  | 甲信幹線の送電設備(長野県に所在するものに限る。)                  |
| 八十一 | 豊沢線の送電設備                                   |
| 八十二 | 天龍東幹線の送電設備(松島開閉所から長野県及び山梨県の境界に至るまでのものに限る。) |
| 八十三 | 上信線の送電設備(長野県に所在するものに限る。)                   |
| 八十四 | 東信線の送電設備(長野県に所在するものに限る。)                   |
| 八十五 | 北佐久線の送電設備                                  |
| 八十六 | 南佐久線の送電設備                                  |
| 八十七 | 穂積支線の送電設備                                  |

|                         |                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 別表第二の二に掲げる区域を供給区域とする新会社 | 別表第二の二に掲げる区域に所在する電気工作物であつて、第百号及び第百四十号から第百四十九号までに掲げるもの以外のもの。但し、公益事業委員会が定めるものを除く。 | 八十八 海瀬支線の送電設備<br>八十九 小諸支線の送電設備<br>九十 熊川線の送電設備(長野県に所在するものに限る。)<br>九十一 碓氷線の送電設備(長野県に所在するものに限る。)<br>九十二 塩川線の送電設備<br>九十三 湯川線の送電設備<br>九十四 沢渡線の送電設備<br>九十五 前川線の送電設備<br>九十六 大白川線の送電設備<br>九十七 島々谷線の送電設備<br>九十八 土村線の送電設備<br>九十九 軽井沢変電所の送電設備(電圧六万ボルトのものに限る。) |
| 別表第二の二に掲げる区域を供給区域とする新会社 | 別表第二の二に掲げる区域に所在する電気工作物であつて、第百号及び第百四十号から第百四十九号までに掲げるもの以外のもの。但し、公益事業委員会が定めるものを除く。 | 百 黒部幹線の送電設備(愛本変電所から富山県及び新潟県の境界に至るまでのものに限る。)<br>百一 別表第二の二に掲げる区域に所在する電気工作物。但し、公益事業委員会が定めるものを除く。                                                                                                                                                      |
| 別表第二の二に掲げる区域を供給区域とする新会社 | 別表第二の二に掲げる区域に所在する電気工作物であつて、第百号及び第百四十号から第百四十九号までに掲げるもの以外のもの。但し、公益事業委員会が定めるものを除く。 | 百二 別表第二の二に掲げる区域に所在する電気工作物であつて、第百号から第百八号まで、第五十九号から第九十九号まで、及び第百四十一号から第百九十七号までに掲げるもの以外のもの。但し、公益事業委員会が定めるものを除く。                                                                                                                                        |
| 別表第二の二に掲げる区域を供給区域とする新会社 | 別表第二の二に掲げる区域に所在する電気工作物であつて、第百号及び第百四十号から第百四十九号までに掲げるもの以外のもの。但し、公益事業委員会が定めるものを除く。 | 百三 別表第二の二に掲げる区域に所在する電気工作物であつて、第百号及び第百四十号から第百四十九号までに掲げるもの以外のもの。但し、公益事業委員会が定めるものを除く。                                                                                                                                                                 |
| 別表第二の二に掲げる区域を供給区域とする新会社 | 別表第二の二に掲げる区域に所在する電気工作物であつて、第百号及び第百四十号から第百四十九号までに掲げるもの以外のもの。但し、公益事業委員会が定めるものを除く。 | 百四 黒部川第二発電所の送電設備<br>百五 黒部川第三発電所の送電設備<br>百六 柳河原発電所の送電設備<br>百七 愛本発電所の送電設備<br>百八 蟹寺発電所の送電設備<br>百九 小原発電所の送電設備<br>百十 祖山発電所の送電設備<br>百十一 小牧発電所の送電設備<br>百十二 大牧発電所の送電設備<br>百十三 中野発電所の送電設備<br>百十四 市荒川発電所の送電設備<br>百十五 黒部第二発電所の送電設備                            |

- 百十六 牧發電所の発電設備  
百十七 東町發電所の発電設備  
百十八 黒部幹線の送電設備(愛本変電所から黒部川第二發電所までのものに限る。)  
百十九 猿飛線の送電設備  
百二十 黒部津津線の送電設備  
百二十一 柳河原線の送電設備  
百二十二 富山線の送電設備  
百二十三 飛騨旧幹線の送電設備(富山県及び岐阜県古城郡坂下村に所在するものに限る。)  
百二十四 蟹寺支線の送電設備  
百二十五 飛騨新幹線の送電設備(富山県並びに岐阜県古城郡坂下村、阿曾布村及び船津町に所在するものに限る。)  
百二十六 北陸幹線の送電設備(富山県、石川県及び福井県に所在するものに限る。)  
百二十七 祖山線の送電設備  
百二十八 小原線の送電設備  
百二十九 市荒川線の送電設備  
百三十 牧支線の送電設備  
百三十一 京福線の送電設備(敦賀変電所から福井県及び滋賀県の境界に至るまでのものに限る。)  
百三十二 西勝原大島線の送電設備(福井県に所在するものに限る。)  
百三十三 大牧線の送電設備  
百三十四 東町線の送電設備  
百三十五 牧連絡線の送電設備  
百三十六 愛本連絡線の送電設備  
百三十七 黒部線の送電設備  
百三十八 津津変電所の送電設備(電圧十四万ボルトのものに限る。)  
百三十九 愛本変電所の送電設備  
百四十 松岡変電所の送電設備(電圧十四万ボルトのものに限る。)  
百四十一 三浦發電所の発電設備  
百四十二 御岳發電所の発電設備  
百四十三 常盤發電所の発電設備  
百四十四 養賢發電所の発電設備  
百四十五 桃山發電所の発電設備

- 百四十六 須原發電所の発電設備  
百四十七 相ノ沢發電所の発電設備  
百四十八 田光發電所の発電設備  
百四十九 橋場發電所の発電設備  
百五十 大桑發電所の発電設備  
百五十一 與川發電所の発電設備  
百五十二 読書發電所の発電設備  
百五十三 妻籠發電所の発電設備  
百五十四 賤母發電所の発電設備  
百五十五 落合發電所の発電設備  
百五十六 大井發電所の発電設備  
百五十七 笠置發電所の発電設備  
百五十八 兼山發電所の発電設備  
百五十九 八百津發電所の発電設備  
百六十 今渡發電所の発電設備  
百六十一 平瀬發電所の発電設備  
百六十二 瀬戸發電所の発電設備  
百六十三 小坂發電所の発電設備  
百六十四 蘭川發電所の発電設備  
百六十五 上松發電所の発電設備  
百六十六 竹原川發電所の発電設備  
百六十七 飛騨旧幹線の送電設備(古城郡坂下村を除く岐阜県に所在するものに限る。)  
百六十八 飛騨新幹線の送電設備(古城郡坂下村、阿曾布村及び船津町を除く岐阜県に所在するものに限る。)  
百六十九 東海幹線の送電設備(岐阜県に所在するものに限る。)  
百七十 小坂東線の送電設備  
百七十一 名古屋幹線の送電設備  
百七十二 木曾幹線の送電設備(長野県、岐阜県、愛知県及び三重県に所在するものに限る。)  
百七十三 大井支線の送電設備  
百七十四 関西幹線の送電設備(岐阜県、愛知県及び三重県に所在するものに限る。)  
百七十五 美濃幹線の送電設備(岐阜県、愛知県及び三重県に所在するものに限る。)  
百七十六 三重支線の送電設備  
百七十七 須原松島線の送電設備

|                                      |                                                                                |
|--------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 百七十八 王滝線の送電設備                        | 百九十七 岩倉変電所の送電設備(電圧十四万ボルトのものに限る。)                                               |
| 百七十九 兼山支線の送電設備                       | 百九十八 中国幹線の送電設備(岡山県に所在するものに限る。)                                                 |
| 百八十 上松支線の送電設備                        | 百九十九 別表第二の二に掲げる区域に所在する電気工作物であつて、第二百号に掲げるもの以外のもの。但し、公益事業委員会が定めるものを除く。           |
| 百八十一 大桑線の送電設備(橋山発電所から中津開閉所までのものに限る。) |                                                                                |
| 百八十二 伊那川支線の送電設備                      | 二百 岡山線の送電設備(坂城開閉所から岡山県及び兵庫県の境界に至るまでのものに限る。)                                    |
| 百八十三 鷺母支線の送電設備                       | 二百一 別表第二の二に掲げる区域に所在する電気工作物であつて、第二百十八号及び第二百三十三号に掲げるもの以外のもの。但し、公益事業委員会が定めるものを除く。 |
| 百八十四 落合支線の送電設備                       | 二百二 別表第二の二に掲げる区域に所在する電気工作物。但し、公益事業委員会が定めるものを除く。                                |
| 百八十五 八百津線の送電設備                       |                                                                                |
| 百八十六 白山線の送電設備                        |                                                                                |
| 百八十七 西勝原大島線の送電設備(岐阜県に所在するものに限る。)     |                                                                                |
| 百八十八 三浦線の送電設備                        |                                                                                |
| 百八十九 竹原川線の送電設備                       |                                                                                |
| 百九十 田光線の送電設備                         |                                                                                |
| 百九十一 相ノ沢線の送電設備                       |                                                                                |
| 百九十二 奥川線の送電設備                        | 二百三 関門幹線の送電設備(山口県に所在するものに限る。)                                                  |
| 百九十三 妻籠線の送電設備                        | 二百四 別表第二の二に掲げる区域に所在する電気工作物。但し、公益事業委員会が定めるものを除く。                                |
| 百九十四 蘭川線の送電設備                        |                                                                                |
| 百九十五 木曾谷線の送電設備                       |                                                                                |
| 百九十六 大山変電所の送電設備(電圧十四万ボルトのものに限る。)     |                                                                                |

|                                                                   |                                                 |
|-------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 別表第二の二に掲げる区域を供給区域とする新会社                                           | 二百三 関門幹線の送電設備(山口県に所在するものに限る。)                   |
| 別表第二の二に掲げる区域を供給区域とする新会社                                           | 二百四 別表第二の二に掲げる区域に所在する電気工作物。但し、公益事業委員会が定めるものを除く。 |
| 備考<br>この表に掲げる発電設備、送電設備及び変電設備の名称は、電気事業法第五條の認可の申請書に記載されたものによるものとする。 |                                                 |

公益事業法案  
公益事業法

目次

|                             |
|-----------------------------|
| 第一章 総則(第一條—第二條)             |
| 第二章 公益事業委員会(第三條—第二十五條)      |
| 第三章 公益事業(第二十六條—第三十八條)       |
| 第四章 料金その他の供給条件(第三十九條—第四十六條) |
| 第五章 会計(第四十七條—第五十二條)         |
| 第六章 需給(第五十三條—第五十六條)         |
| 第七章 発電水力(第五十七條—第五十九條)       |

|                                                                              |
|------------------------------------------------------------------------------|
| 第八章 異議の申立、聴聞及び訴訟(第六十條—第七十三條)                                                 |
| 第九章 雑則(第七十四條—第七十九條)                                                          |
| 第十章 罰則(第八十條—第九十一條)                                                           |
| 第十一章 規定の効力(第九十二條)                                                            |
| 附則                                                                           |
| 第一章 総則                                                                       |
| (目的)                                                                         |
| 第一條 この法律は、電気及びガスの料金を適正にし、その供給を豊富且つ円滑にし、並びに電気事業及びガス事業の運営を調整することによつて、電気及びガスの使用 |

者の利益を確保するとともに、電気事業及びガス事業の健全な発達を図り、もつて公共の福祉を増進することを目的とする。

(用語の定義)

第二條 この法律の規定の解釈に關しては、左の定義に従うものとする。

一 「電気事業」とは、一般の需用に應じ電気を供給する事業又はこれに電気を供給することを主たる目的とする事業をいう。

二 「ガス事業」とは、一般の需用に應じ導管によりガスを供給する事業又はこれにガスを供給することを主たる目的とする事業をいう。

三 「公益事業」とは、電気事業及びガス事業をいう。

四 「電気事業者」とは、公益事業委員会の許可を受けて電気事業を営む者をいう。

五 「ガス事業者」とは、公益事業委員会の許可を受けてガス事業を営む者をいう。

六 「公益事業者」とは、電気事業者及びガス事業者をいう。

第二章 公益事業委員会

(設置)

第三條 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三條第二項の規定に基いて、總理府の外局

として、公益事業委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第四條 委員会は、左の事務をつかさどる。

一 電気及びガスの料金を適正にすること。

二 公益事業の経理及び会計を適正にすること。

三 公益事業の運営を調整し、及びその発達改善を図ること。

四 電気及びガスの供給を豊富且つ円滑にすること。

五 発電水力の合理的開発を促進し、及び発電水力を調整すること。

六 前各号に掲げるものの外、電  
気及びガスの供給及び使用の規  
整に関すること。

(権限)

第五條 委員会は、この法律に規定  
する所掌事務を遂行するため、左  
に掲げる権限を有する。但し、そ  
の権限の行使は、法律（これに基  
く命令を含む。）に従つてなされな  
ければならない。

一 予算の範囲内で所掌事務の遂  
行に必要な支出負担行為をする  
こと。

二 収入金を徴収し、所掌事務の  
遂行に必要な支拂をする。

三 所掌事務の遂行に直接必要な  
事務所等の施設を設置し、及び  
管理すること。

四 所掌事務の遂行に直接必要な  
業務用資材、事務用品等を調達  
すること。

五 不用財産を処分すること。

六 職員に免状及び賞罰を行い、  
その他職員の人事を管理するこ  
と。

七 職員の厚生及び保健のため必  
要な施設をし、及び管理するこ  
と。

八 職員に貸與する宿舎を設  
置し、及び管理すること。

九 所掌事務に関する統計及び調  
査資料を作成し、頒布し、及び  
刊行すること。

十 所掌事務の監察を行い、法令  
の定めるところに従い、必要な  
措置をとること。

十一 所掌事務の周知宣伝を行  
うこと。

十二 委員会の公印を制定するこ  
と。

十三 所掌事務に関し、報告を徴  
すること。

十四 所掌事務に係る公益法人そ  
の他の団体につき、許可又は認  
可をすること。

十五 公益事業の許可を行うこ  
と。

十六 公益事業の休止、廃止及び  
譲渡並びに公益事業者たる法人  
の合併及び解散を許可し、又は  
認可すること。

十七 公益事業の会計についての  
基準を定め、資産の価額を査定  
し、並びに資本金額の変更、利  
益金の処分、社債の募集、資金  
の借入等を認可すること。

十八 公益事業者間の電気又はガ  
スの融通について、契約を認可  
し、及び必要な命令をすること。

十九 公益事業者の電気及びガス  
の料金その他の供給条件の設定  
又は変更を認可すること。

二十 電気料金の地域差の調整に  
ついて、電気事業者間の協定を  
認可し、及び必要な命令をす  
ること。

二十一 電気の供給が不足する場  
合において、電気の使用を制限  
すること。

二十二 発電水力に関して調査を  
すること。

二十三 発電水力の開発に関し、  
都道府県知事に対して、河川法  
（明治二十九年法律第七十一号）  
に基く処分につき勧告をするこ  
と。

二十四 前各号に掲げるものの  
外、法律（これに基く命令を含  
む。）に基き委員会に属せられ  
た権限

(組織)

第六條 委員会は、委員五人をも  
つて組織する。

(委員の任命)

第七條 委員は、公共の福祉に関し  
公正な判断をすることができ、広  
い経験と知識を有する者のうちか  
ら、両議院の同意を得て、内閣総  
理大臣が任命する。

2 委員の任期が満了し、又は欠員  
を生じた場合において、国会の閉  
会又は衆議院の解散のため、両議  
院の同意を得ることができないと  
きは、内閣総理大臣は、前項の規  
定にかかわらず、両議院の同意を  
得ないで委員を任命することがで  
きる。

3 前項の場合においては、任命後  
最初の国会で両議院の事後の承認  
を得なければならない。この場合  
において、両議院の事後の承認を  
得られないときは、内閣総理大臣  
は、その委員を罷免しなければならない。

(委員任命の制限)

第八條 左の各号の一に該当する者  
は、委員となることができない。

一 国会議員又は地方公共団体の  
議会の議員

二 政党の役員

三 公益事業者たる法人の役員  
（いかなる名称によるかを問わ  
ずこれと同等以上の職権又は支  
配力を有する者を含む。）若しく  
は使用人又はいかなる名義によ

るか問わす、その法人の株式  
若しくは社債を所有し、その他  
その法人に対し金銭上の利害関  
係を有する者

2 委員の任命については、三人以  
上が同一の政党に属することとな  
つてはならない。

(任期)

第九條 委員の任期は、五年とす  
る。但し、補欠の委員は、前任者  
の残任期間に在任する。

2 委員は、再任されることができ  
る。

(委員の罷免)

第十條 内閣総理大臣は、委員が左  
の各号の一に該当するときは、こ  
れを罷免しなければならない。

一 禁治産又は準禁治産の宣告を  
受けたとき。

二 この法律の規定に違反して刑  
に処せられたとき。

三 禁こ以上の刑に処せられたと  
き。

四 第八條第一項各号の一に該当  
するに至つたとき。

第十一條 内閣総理大臣は、委員が  
左の各号の一に該当するときは、そ  
の他委員が委員たるに適しないと  
認めるときは、両議院の同意を得  
て、これを罷免することができ  
る。

一 心身の故障のため職務の執行  
に堪えないと内閣総理大臣が認  
めるとき。

二 職務上の義務違反のあると  
き。

3 内閣総理大臣は、委員中三人以  
上が同一の政党に属するものとな  
つたときは、同一の政党に属する  
者が二人になるように、両議院の  
同意を得て、委員を罷免する。

(委員長)

第十二條 委員会に、委員長を置  
く。

2 委員長は、委員の互選に基き、  
内閣総理大臣が任命する。

3 委員長の任期は、二年とする。  
但し、再任されることができる。

4 委員長は、委員会の会務を総理  
し、委員会を代表する。

5 委員会は、あらかじめ委員のう  
ちから、委員長に事故があるとき  
に委員長を代理する者を定めてお  
かなければならない。

(宣言)

第十三條 委員は、任命後内閣総理  
大臣の面前において、日本国憲法  
を支持し、及びこの法律によつて  
課せられた職務を誠実且つ公正に  
遂行することを宣誓した後でなけ  
れば、その職務を行つてはならな  
い。

(特定行為の禁止)

第十四條 委員は、在任中、左の各  
号の一に該当する行為をしてはな  
らない。

一 国会議員若しくは地方公共団  
体の議員その他公選による公職  
の候補者となり、又は積極的に  
政治活動をする。

二 報酬のある他の職務に従事す  
ること。

三 営利事業を営み、その他金銭  
上の利益を目的とする業務を行  
うこと。

(退職後の就職制限)

第十五條 委員であつた者は、その退職後二年間は、第八條第一項第三号の職についてはならない。

(給與)

第十六條 委員は、別に法律で定めるところにより、給與を受ける。

(会議及び事務処理)

第十七條 委員会は、三人以上の委員の出席がなければ、會議を開き、議決をすることができない。

2 委員会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。

3 前二項に定めるものの外、委員会の議事に関する手続は、公益事業委員会規則で定める。

(規則の制定)

第十八條 委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基いて、公益事業委員会規則(以下「委員会規則」という。)を制定することができる。

(公表)

第十九條 委員会は、第十七條の規定による會議を開いて議決をしたときは、これを公表しなければならない。

2 委員会は、毎年一回内閣總理大臣及び国会に対し、この法律の施行の状況を報告し、且つ、これを公表しなければならない。

(職員、事務所等)

第二十條 委員会は、国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の規定に従い、事務局の長たる事務の職員一人、技術の主任者たる職員一人、経理の主任者たる職員一人及び法律顧問一人並びに委員会の機能の正常な遂行に必要な事務の職員、法務の職員、審査の職員、技術の職員その他の職員を任命しなければならない。

2 職員は、委員会の事務にのみ従事すべきものであつて、委員会の同意を得るものでなければ、他の政府機関の事務に従事してはならない。

第二十一條 委員会は、その職員の各般の専門的機能を最もよく利用し、且つ、左に掲げる事項を達成できるように、その職員を配置しなければならない。

一 職員の各般の意見の調整及び責任の集中

二 職員の諸種の意見の十分な活用

第二十二條 委員会は、その事務所を東京都に置く。

2 委員会の事務所は、固有のものであつて、委員会の機能の遂行に適當なものでなければならない。

3 委員会の會議は、その事務所で開催しなければならない。但し、公共の利便を図るため必要があるときは、他の場所で開催することができる。

第二十三條 委員会に、地方機関として、事務局支局を置く。

2 事務局支局の名称、位置、管轄区域、内部組織及び所掌事務は、委員会規則で定める。

第二十四條 委員会に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に関する事項については、国家公務員法の定めるところによる。

第二十五條 委員会に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

第三章 公益事業

(事業の許可)

第二十六條 公益事業を営もうとする者は、委員会の許可を受けなければならない。

(許可の申請)

第二十七條 公益事業の許可を受けようとする者は、申請書に左に掲げる事項を記載した書類を添えて、委員会に提出しなければならない。

一 目的

二 供給区域又は供給関係

三 供給施設の概要

四 事業収支の見積

2 委員会は、公益事業の許可を申請した者に対し、前項に定めるものの外、必要な書類の提出を求めることができる。

(許可の基準)

第二十八條 委員会は、前條第二項の申請書を受領したときは、その申請が左の各号に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 その公益事業の開始が一般の需要に適合するものであること。

二 その公益事業の開始が公共の利益を増進するものであること。

三 その公益事業を適確に遂行するに足る財政的基礎があること。

2 委員会は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項各号の基準に適合していると認めるときは、公益事業の許可をしなければならない。

3 委員会は、一般の需用に応じ電氣又はガスを供給する公益事業については、前項の規定にかかわらず、同一の地域を供給区域とする二以上の公益事業の許可をしてはならない。

(許可証)

第二十九條 委員会は、公益事業の許可をしたときは、許可証を交付する。

2 許可証には、左に掲げる事項を記載しなければならない。

一 許可の年月日及び許可の番号

二 公益事業者の氏名又は名称及び住所

三 目的

四 供給区域又は供給関係

五 供給施設の概要

(変更の許可及び届出)

第三十條 公益事業者は、前條第二項第三号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、委員会の許可を受けなければならない。

2 公益事業者は、前條第二項第二号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、その旨を委員会に届け出なければならない。

(事業開始の義務)

第三十一條 公益事業者は、一年以上三年以下の期間内において委員会が指定する期間内に、その事業を開始しなければならない。

2 委員会は、公益事業の許可を受けた者から申請があつた場合において、正当な事由があると認めるときは、前項の期間を延長することができる。

3 公益事業者は、その事業を開始したときは、遅滞なくその旨を委員会に届け出なければならない。

したときは、遅滞なくその旨を委員会に届け出なければならない。

(事業の譲渡)

第三十二條 公益事業の全部又は一部の譲渡及び譲受は、委員会の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

2 第二十八條第一項及び第二項の規定は、前項の認可に準用する。

(法人の合併)

第三十三條 公益事業者たる法人の合併は、委員会の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

2 第二十八條第一項及び第二項の規定は、前項の認可に準用する。

(兼業)

第三十四條 公益事業者は、委員会の許可を受けなければ、公益事業以外の事業を営んではならない。但し、委員会規則で定める場合は、此の限りでない。

2 委員会は、前項の許可の申請があつたときは、公益事業者が公益事業以外の事業を営むことにより公益事業の遂行に支障を生ずるおそれがないと認める場合でなければ、同項の許可をしてはならない。

3 公益事業者は、公益事業以外の事業を廃止したときは、遅滞なくその旨を委員会に届け出なければならない。

(事業設備の譲渡等)

第三十五條 公益事業者は、委員会の認可を受けなければ、公益事業の用に供する設備を譲渡し、又は所有権以外の権利の目的とすることができない。但し、委員会規則で定める設備については、この限

りでない。

2 委員会は、前項の認可の申請があつたときは、その申請に係る事項が公益事業の遂行に支障を生ずるおそれがないと認めるときは、同項の認可をしなければならぬ。

(事業の休止及び廃止並びに法人の解散)

第三十六條 公益事業者は、委員会の許可を受けなければ、事業の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 公益事業者たる法人の解散の決議又は総社員の同意は、委員会の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 委員会は、第一項の許可又は前項の認可の申請があつた場合において、その事業の休止若しくは廃止又は法人の解散により公共の利益が著しく阻害されるおそれがないと認めるときは、許可又は認可をしなければならぬ。

(事業の許可の取消)

第三十七條 委員会は、公益事業者がこの法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基く処分違反したときは、公益事業の許可を取り消すことができる。

2 委員会は、前項の規定により公益事業の許可を取り消したときは、理由を記載した文書をその公益事業者に送付しなければならぬ。

(事業の許可の失効)

第三十八條 左の場合においては、公益事業の許可は、その範囲について、その効力を失う。

一 事業の全部又は一部について廃止の許可を受けたとき。

二 第三十一條第一項の規定により委員会が指定した期間(同條第二項の規定による延長があつたときは、延長後の期間)内に事業を開始しないとき。

第四章 料金その他の供給条件

(供給規程の認可)

第三十九條 公益事業者は、一般の需用に応じ電気又はガスを供給しようとするときは、電気又はガスの料金その他の供給条件について供給規程を定め、委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 委員会は、前項の認可の申請があつたときは、その申請が左の各号に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 料金が委員会規則で定める基準に従い算定されていること。

二 料金が供給の種類、方法及び時間により定率又は定額をもつて明確に定められていること。

三 器具、機械その他の用品の工事費の負担の方法並びに公益事業者及び使用者の責任に関する事項が明確に定められていること。

四 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

3 委員会は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項各号の基準に適合していると認めるときは、第一項の認可をしなければならない。

ならない。

(料金の認可)

第四十條 公益事業者は、前條第一項に規定する場合を除く外、電気又はガスの供給について料金を定めようとするときは、委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 委員会は、前項の認可の申請があつたときは、その申請が左の各号に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 料金が委員会規則で定める基準に従い算定されていること。

二 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

3 前條第三項の規定は、前項の場合に準用する。

(料金供給規程又は料金の変更に関する命令及び処分)

第四十一條 委員会は、電気又はガスの料金その他の供給条件が社会的、経済的事情の変動により著しく不適当となり、公共の利益の増進に支障があると認めるときは、公益事業者に対し、相当の期限を定め、電気又はガスの供給規程又は料金の変更の認可を申請すべきことを命ずることができる。

2 委員会は、前項の規定による命令をした場合において、同項の期限までに認可の申請がないときは、電気又はガスの供給規程又は料金を変更することができる。

(料金その他の供給条件についての事業者の義務)

第四十二條 公益事業者は、第三十

九條第一項の認可を受けた供給規程(前條第二項の規定による変更があつたときは、変更後の供給規程)以外の供給条件により、一般の需用に応じ電気又はガスの供給をしてはならない。但し、特別の事情がある場合において、委員会の認可を受けたときはこの限りでない。

2 公益事業者は、一般の需用に応じ電気又はガスを供給する場合を除き、第四十條第一項の認可を受けた料金(前條第二項の規定による変更があつたときは、変更後の料金)以外の料金により電気又はガスを供給してはならない。

(供給規程の公表義務)

第四十三條 公益事業者は、一般の需用に応じ供給する電気又はガスについて、第三十九條第一項の規定により供給規程の認可を受け、又は第四十一條第二項の規定により供給規程の変更があつたときは、その実施の日から十日前までに、事務所その他の事業場において、公衆の見易い箇所に掲示しなければならない。

(地域差の調整)

第四十四條 一般の需用に応じ電気を供給する電気事業者(以下一般電気事業者という。)は、委員会の認可を受けて、相互に、水力発電設備の出力(一般電気事業者以外の者から水力発電設備により発生した電気の供給を受ける場合における受電地点の出力を含む。以下同じ。)又は水力発電設備により発生した電力の量(一般電気事業者以外の者から水力発電設備に

より発生した電気の供給を受けた量を含む。以下同じ。)に応じ一定の金額を支拂うとともに、火力発電設備により発生した電力の量(一般電気事業者以外の者から火力発電設備により発生した電気の供給を受けた量を含む。)に応じ一定の金額を受け取る旨を定める協定を締結することが出来る。

2 委員会は、前項の認可の申請があつたときは、その申請に係る協定が電気の料金の著しい地域的な差等を除去することにより、産業の復興及び民生の安定に寄與するものと認める場合でなければ、第一項の認可をしてはならない。

第四十五條 委員会は、産業の復興及び民生の安定を確保するため特に必要があると認めるときは、一般電気事業者に対し、期限を指定して、前條第一項の協定を締結し、又はこれを変更すべきことを命ずることができる。

2 委員会は、一般電気事業者が前項の規定による命令に従わないときは、協定を作成することができ

3 委員会が前項の規定により作成する協定においては、一般電気事業者が水力発電設備の出力又は水力発電設備により発生した電力の量に同じ支拂うべき一定の金額が第三十九條第一項の認可又は第四十一條第二項の規定による変更の際に、当該料金の算定の基礎となつた原価に算入された限度をこえることを定めてはならない。

4 第二項の規定により協定が作成されたときは、一般電気事業者

は、その協定を締結したものとみなす。

第四十六條 前二條の規定により締結した協定に基づいて一般電気事業者が支拂い、又は受け取つた金額は、法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の規定による各事業年度の所得の計算上、それぞれ損金又は益金に算入する。

#### 第五章 會計

（資本金額の変更等の認可）  
第四十七條 公益事業者たる会社の資本金額の変更の決議は、委員会の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 電気事業者たる会社（以下「電気事業者」という。）の社債の募集及び利益金の処分の決議は、委員会の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 委員会は、前二項の認可の申請があつた場合において、その申請に係る事項が公益事業の遂行に支障を生ずるおそれがないと認めるときは、同項の認可をしななければならない。

（資金の借入）  
第四十八條 電気事業者は、弁済期限が一年をこえる資金を借り入れようとするときは、委員会の認可を受けなければならない。

2 前條第三項の規定は、前項の認可に準用する。

（會計の整理）  
第四十九條 公益事業者は、委員会規則で定めるところにより、その事業年度を定め、且つ、勘定科目の分類並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書の様式を定め

て、その會計を整理しなければならない。

（資産価額の査定）  
第五十條 委員会は、公益事業者の資産の価額の算定が適正でなく、公共の利益を害するおそれがある

と認めるときは、その資産の価額を査定することができる。

2 委員会は、前項の規定による査定をしようとするときは、適正な取得原価及び減価消却を計算して行わなければならない。

3 委員会は、第一項の規定による査定をしたときは、文書をもつて、公益事業者に通知し、且つ、これを公表しなければならない。

4 公益事業者は、第一項の規定による査定を受けたときは、その査定を受けた価額によるのでなければ、その資産の価額を電気若しくはガスの料金又は利益金の算出の基礎とすることができない。

（社債発行限度の特例）  
第五十一條 電気事業者は、電気事業再編成法（昭和二十五年法律第

号）の規定による新たな電気事業者の成立後一年以内は、商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百九十七條の規定による制限をこえて社債を募集することができる。但し、社債の総額は、資本の総額又は最終の貸借対照表により会社に現存する純財産額のいづれか少ない額の二倍をこえることができない。

（一般担保）  
第五十二條 昭和二十五年四月十五日において現に発行されている電気事業者の社債の社債権者は、その会社の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

2 前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

#### 第六章 需給

（供給義務）  
第五十三條 公益事業者は、正当な事由があるものでなければ、何人に対しても、電気又はガスの供給を拒んではならない。

（融通契約の認可）  
第五十四條 公益事業者は、他の公益事業者と電気又はガスの供給に関する契約をしようとするときは、委員会の認可を受けなければならない。

（融通の命令）  
第五十五條 委員会は、公共の利益を図るために必要であり、且つ、適切であると認めるときは、公益事業者に対し、供給条件を定め、他の公益事業者に電気若しくはガスを供給し、又は他の公益事業者から電気若しくはガスの供給を受けるべきことを命ずることができる。

（電気の使用制限）  
第五十六條 委員会は、電気の需給を調節するため必要があると認めるときは、委員会規則で、五十キロワット以上の受電電力の容量をもつて電気の供給を受けようとする者は、委員会の認可を受けなければならないものとし、使用電力量の限度、使用最大電力の限度、

用途若しくは使用を停止する日時を指定して電気の使用を制限し、又は各電気使用者について電気の料金の算定の基準となる使用量の区分を定めることができる。

#### 第七章 発電水力

（発電水力の調査）  
第五十七條 委員会は、発電水力の開発に必要なる調査を行い、その結果及び開発に関する意見を、毎年一回内閣総理大臣及び国会に報告しなければならない。

第五十八條 委員会は、必要があると認めるときは、電気事業者に対し、河川の流量その他の事項の調査に関する報告書の提出を命ずることができる。

（発電水力の利用に関する処分等）  
第五十九條 都道府県知事は、発電水力の利用について河川法第十七條から第十九條までの規定による許可又は認可の申請があつたときは、意見を附して委員会に報告し、委員会の意見を求めなければならない。

2 委員会は、前項の規定により意見を求められたときは、建設大臣に協議するものとする。

3 委員会は、発電水力の開発を効率的に行うため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、河川法の規定による処分に関し必要な勧告をすることができる。

第八章 異議の申立、聴聞及び訴訟  
（聴聞の事案）  
第六十條 委員会は、左に掲げる場合は、この章に定めるところに従

い、聴聞を行わなければならない。

一 第三十四條第一項但書（兼業）、第三十五條第一項但書（事業設備の譲渡等）、第三十九條第二項第一号（料金算定の基準）、第四十九條（會計の整理）、第五十六條（電気の使用制限）、第七十六條（事業報告書）又は第七十九條（公益事業者以外の者の電気又はガスの料金等）の規定による委員会規則を制定しようとするとき。

二 第二十六條の規定による公益事業者の許可、第三十條第一項の規定による許可証の記載事項の変更の許可、第三十二條第一項の規定による事業の譲渡及び譲受の認可、第三十三條第一項の規定による法人の合併の認可、第三十六條第一項の規定による事業の休止若しくは廃止の許可、同條第二項の規定による法人の解散の認可、第三十七條第一項の規定による事業の許可の取消、第三十九條第一項の規定による供給規程の認可、第四十一條の規定による供給規程若しくは料金の変更に関する命令若しくは処分、第四十四條第一項の規定による協定の認可、第四十五條第一項若しくは第二項の規定による協定に関する命令若しくは処分又は第五十條第一項の規定による資産価額の査定をしようとするとき。

三 委員会の処分に対する異議の申立があつたとき。

委員会は、前項の場合の外、必

2

要と認める事項について聴聞を行うことができる。

(異議の申立)

第六十一條 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による委員会の処分不服のある者は、委員会に対して異議の申立をすることができ、

2 異議の申立は、処分のあつたことを知つた日から三十日以内に、理由を記載した申立書を委員会に提出しなければならない。但し、処分の日から六十日を経過したときは、異議の申立をすることができない。

3 正当な事由により前項の期間内に異議の申立をすることができなかったことを疎明したときは、前項の期間経過後も、異議の申立をすることができ、

(申立の却下)

第六十二條 委員会は、異議の申立が不適法であると認めるときは、直ちにこれを却下する。

2 前項の規定による却下の決定は、文書をもつて行い、且つ、理由を附さなければならない。

3 委員会は、決定書の写を申立人に送付しなければならない。

(異議の申立と聴聞の開始)

第六十三條 委員会は、異議の申立があつたときは、前條第一項の規定により却下する場合を除き、異議の申立を受理した日から三十日以内に、聴聞の手続を開始しなければならない。

(聴聞開始の手続)

第六十四條 委員会は、聴聞の期日及び場所を定め、利害関係者(異

議の申立に係る聴聞の場合は、利害関係者及び異議の申立をした者。以下同じ。)に通知しなければならない。

2 委員会は、前項の規定による通知をしたときは、事案の要旨並びに聴聞の期日及び場所を公告しなければならない。

(参加)

第六十五條 前條に定める者の外、聴聞に参加して意見を述べようとする者は、利害関係のある理由を記載した文書をもつて、委員会に申し出なければならない。

(証拠の提示等)

第六十六條 聴聞に際しては、利害関係者に対して、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を與えなければならない。

(調査のための処分)

第六十七條 委員会は、事案について必要な調査をするため、利害関係者の申立により、又は職権で、利害関係者若しくは参考人に出頭を命じて審問し、若しくはこれらの者から意見若しくは報告を徴し、又は鑑定人に出頭を命じて鑑定させることができる。

2 前項の規定により出頭又は鑑定を命ぜられた参考人又は鑑定人には、政令で定める額の旅費、日当及び宿泊料を支給する。

(調書)

第六十八條 委員会は、聴聞に際して、調書を作成しなければならない。

(決定及び通知)

第六十九條 委員会は、調書その他

の資料に基づき、事案の決定を行う。

2 前項の決定は、文書をもつて行い、且つ、理由を附さなければならない。

3 委員会は、決定書の写を第六十四條第一項及び第六十五條の利害関係者に送付しなければならない。

(手続)

第七十條 この章に定めるものの外、異議の申立及び聴聞に関する手続は、委員会規則で定める。

(専門官制)

第七十一條 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に基づく委員会の処分に対する訴は、東京高等裁判所の專屬管轄とする。

(記録の送付)

第七十二條 前條の訴の提起があつたときは、裁判所は、遅滞なく委員会に対し当該事件の記録の送付を求めなければならない。

(事実の認定の拘束力)

第七十三條 第七十一條の訴については、委員会が適法に認定した事實は、これを立証する実質的な証拠があつたときは、裁判所を拘束する。

2 前項に規定する実質的な証拠の有無は、裁判所が判断するものとする。

第九章 雑則

(許可等の条件)

第七十四條 許可又は認可には、條件を附し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、公共の利益を増進し、又は許可若しくは認可に係

る事項の確実な実施を図るため必要な最少限度のものに限り、且つ、当該公益事業者その他の者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(公共用の土地の使用)

第七十五條 公益事業者は、道路、橋、みぞ、河川、堤防その他公共の用に供せられる土地の地上又は地中に電線路又は導管を施設する必要があるときは、その効用を妨げない限度において、その管理者の許可を受けて、これを使用することができ、

2 前項の場合においては、公益事業者は、管理者の定めるところにより、使用料を納めなければならない。

3 管理者が正当の理由がなく第一項の許可を拒んだとき、又は管理者の定めた使用料の額が不当であるときは、建設大臣は、公益事業者の申請により、使用を許可し、又は使用料の額を定めることができる。

4 前三項の規定は、道路法(大正八年法律第五十八号)の規定による道路及びその附属物並びに同法第七條の規定により同法の規定を準用する道路及びその附属物となるべきものについては、適用しない。

5 建設大臣は、左に掲げる場合は、あらかじめ、委員会に協議しなければならない。

一 第三項の規定により使用を許可し、又は使用料の額を定めようとするとき。

二 公益事業者が電線路又は導管

を施設するため前項の道路若しくはその附属物又は道路若しくはその附属物となるべきものを占用しようとする場合において、道路法第二十九條の規定によりその占用料を定めようとするとき。

(事業報告書)

第七十六條 公益事業者は、委員会規則で定める事項を記載した事業報告書を、委員会規則で定める期日までに、委員会に提出しなければならない。

(報告の徴収)

第七十七條 この法律に規定するものの外、委員会は、この法律の施行に必要な限度において、公益事業者又は委員会規則で定める使用量若しくは受電電力の容量以上の電氣若しくはガスの使用者から報告を徴することができる。

(立入検査)

第七十八條 委員会は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、公益事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、関係人に質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による質問又は立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公益事業者以外の者の電氣又はガスの供給)

第七十九條 委員会は、電気又はガスの料金その他の供給条件を適正にするため特に必要があると認めるときは、委員会規則で、公益事業者以外の者であつて、公益事業者に電気又はガスを供給するものは、その料金その他の供給条件について、委員会の認可を受けなければならないものとすることができ。

第十章 罰則

第八十條 電気工作物（電気の供給のために施設するダム、水路、貯水池、器具、機械、電線路その他の工作物であつて、電気事業の用に供するものをいう。以下この章において同じ。）を損壊し、これに物品を接し、その他電気工作物の機能に障害を與えて電気の供給又は使用を妨害した者は、五年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 ガス工作場（ガスの供給のために施設するガス発生装置、ガス精製装置、ガス溜、導管その他の工作物であつて、ガス事業の用に供するものをいう。以下この章において同じ。）を損壊し、その他ガス工作物の機能に障害を與えてガスの供給又は使用を妨害した者も、前項と同様とする。

3 前二項の未遂罪は、罰する。  
第八十一條 第二十六條の規定による許可を受けずに公益事業を営んだ者は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。  
第八十二條 公益事業に従事する者が電気又はガスの供給を、正当な

事由がないのに取り扱わず、又は不当な取扱をしたときは、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第八十三條 左の各号の一に該当する者は、二年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。  
一 第三十條第一項の規定による許可を受けずに第二十九條第二項第三号又は第四号に掲げる事項を変更した者

二 第三十六條第一項、第四十二條第一項若しくは第二項又は第五十三條の規定に違反した者  
三 第五十五條の規定による命令に違反した者  
第八十四條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。  
一 第三十四條第一項の規定に違反した者

二 第四十四條第一項の規定による認可を受けずに同項の協定を締結した者  
三 第五十四條の規定による認可を受けずに電気又はガスの供給に關する契約をした者  
四 第五十六條又は第七十九條の規定による委員会規則の規定に違反した者

第八十五條 第十四條又は第十五條までの規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。  
第八十六條 左の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第七十六條又は第七十七條の規定による報告をせず、若しくは事業報告書を提出せず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の事項を記載した報告書を提出した者

二 第七十八條第一項の規定による質問に対し虚偽の陳述をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者  
第八十七條 第四十八條第一項の規定の違反があつた場合においてはその行為をした電気事業者の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。  
第八十八條 左の各号の一に該当する者は、三月以下の罰金に処する。

一 第三十條第二項、第三十一條第三項又は第三十四條第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者  
二 第四十三條の規定に違反した者

第八十九條 公益事業者の承諾を得ないでみだりに電気工作物若しくはガス工作物の施設を変更した者は、三十万円以下の罰金に処する。  
第九十條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、第八十一條、第八十三條、第八十四條及び第八十六條から第八十八條までの違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対し各本條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の

当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相當の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

第九十一條 第六十七條第一項の規定による参考人又は鑑定人に対する処分違反して、出頭せず、陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は鑑定をせず、若しくは虚偽の鑑定をした者は、五千元以下の過料に処する。

第十一章 規定の効力

第九十二條 この法律のある規定が効力を失ひ、又はその適用が無効とされても、この法律の他の規定又はその適用が無効とされたもの以外の人若しくは事業に対する適用は、その影響を受けることがない。

附則

(施行の期日)

1 この法律の施行の期日は、政令で定める。但し、その期日は、昭和二十五年七月二日以後であつてはならない。

(電気事業法及び瓦斯事業法の廃止)  
2 電気事業法（昭和六年法律第六十一号。以下「旧電気事業法」という。）及び瓦斯事業法（大正十二年法律第四十六号。以下「旧瓦斯事業法」という。）は、廃止する。

3 旧電気事業法第五條、第十三條、第十五條第二項（電気工作物に係る部分に限る。）、第十五條ノ二、第二十三條（電気工作物及びその工事に係る部分に限る。）及び

第三十條第一項の規定並びにこれらの規定に係る同法第三十條第二項、第三十六條第一号及び第二号、第三十七條、第三十九條及び第四十條の規定は、電氣に關する施設の保安に關する法律が制定施行されるまでは、この法律施行後も、なおその効力を有する。

4 通商産業大臣は、当分の間、特別の必要があると認めるときは、前項の規定によりなおその効力を有する旧電気事業法第五條、第十三條、第十五條第二項（電気工作物に係る部分に限る。）、第十五條ノ二、第二十三條（電気工作物及びその工事に係る部分に限る。）及び第三十條の規定に基く権限の一部を都道府県知事に委任することができる。

5 電気事業法の一部を改正する法律（昭和二十一年法律第二十二号）附則第九項の規定は、この法律施行後も、なおその効力を有する。

6 旧瓦斯事業法第五條、第十一條、第十三條（ガス工作物に係る部分に限る。）、及び第十八條（ガス工作物に係る部分に限る。）、の規定並びにこれらの規定に係る同法第十九條、第二十一條、第二十四條、第二十五條第二号、第二十六條及び第二十七條の規定は、ガスに關する施設の保安に關する法律が制定施行されるまでは、この法律施行後も、なおその効力を有する。

7 (この法律の施行前にした処分) 旧電気事業法若しくは旧瓦斯事業法又はこれらに基く命令の規定に基く処分、手続その他の行為は、

この法律中これに相当する規定があるときは、この法律によつてしたものとみなす。

(委員の任命)

8 第七條第一項の規定による委員会の委員の任命のために必要な行為は、第一項の規定にかかわらず、この法律施行前においても行うことができる。

(委員及び委員長任期)

9 この法律施行後最初に任命される委員の任期は、第九條第一項の規定にかかわらず、内閣総理大臣の定めるところにより、それぞれ一年、二年、三年、四年及び五年とする。

10 この法律施行後最初に選任される委員長の任期は、第十一條第三項の規定にかかわらず、一年とする。

(規則の制定)

11 この法律施行の日から三箇月以内は、委員会は、第六十條第一項第一号の規定にかかわらず、聴聞を行わねば同條同項同号の委員会規則を制定することができる。

12 前項の規定により制定された委員会規則は、この法律の施行の日から九箇月を経過した日に、その効力を失う。

(通商産業省設置法の改正)

13 通商産業省設置法(昭和二十四年法律第百二二号)の一部を次のように改正する。

第三條第四号を次のように改める。

四 石炭その他の鉱物資源の開発及び利用の推進  
第三條第四号の次に次の一号を加える。

四の二 電気に関する施設の保安に関する事務

第四條第一項第三十一号を削り、同項第三十四号及び第三十五号を次のように改める。

三十四 電気及びガスに関する施設を認可し、又はその保安上必要な命令をすること。

三十五 削除

第二十四條第十一号から第十三号までを次のように改める。

十一 電気に関する施設の保安その他電気に関すること。(公益事業委員会の所掌に係ることを除く。)

十二 電気事業に要する物資を確保し、及びその需給を調整すること。

十三 削除

第二十六條第一項中「五部」を「四部」に改め、「電力部」を削る。

第三十條第一項を次のように改める。

資源庁は、石炭その他の鉱物資源の開発、鉱業の保安その他鉱山に関する事務並びに電気及びガスに関する施設の保安に関する事務を行うことを主たる任務とする。

第三十二條第一項中「四局」を「三局」に改め、「電力局」を削り、同條第二項を次のように改める。

2 長官官房に電気施設部を、炭

政局に施設部を置く。

第三十四條中第十号を第十二号とし、第九号の次に次の二号を加える。

十 電気に関する施設の保安その他電気に関すること。(公益事業委員会の所掌に係ることを除く。)

十一 電気事業に要する物資を確保し、及びその需給を調整すること。

第三十四條に次の一項を加える。

2 電気施設部においては、前項第十号及び第十一号に掲げる事務をつかさどる。

第三十五條第一項第二号中「通商化学局」の下に及び公益事業委員会を加える。

第三十九條を次のように改める。

第三十九條 削除

第四十一條の表中ガス事業審議会及び中央電気審議会の部を削る。

(総理府設置法の改正)

14 総理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十七條中「全国選挙管理委員会」を「公益事業委員会」に改める。

第十八條中 全国選挙管理委員会

全国選挙管理委員会(昭和二十二年法律第百五十四号)を

全国選挙管理委員会(昭和二十二

公益事業委員会 公益事業法(昭和二十五

(国家行政組織法の改正)

15 国家行政組織法の一部を次のように改正する。

別表第一の総理府の項中「全国選挙管理委員会」を「公益事業委員会」に改め、別表第三の通商産業省資源庁の項中「電力局」を削る。

(特別職の職員の給与に関する法律の改正)

16 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一條中第十一号の二を第十一号の三とし、第十一号の二として次の一号を加える。

十一の二 公益事業委員会の委員長及び委員

別表中「全国選挙管理委員会委員長」を「公益事業委員会委員長」に、「電波管理委員会委員長」を「電波管理委員会委員長」に改める。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律の改正)

17 昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律(昭和二十二年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

第一條第一項第八号の次に次の一項を加える。  
九 公益事業法第四十四條及び第四十五條

(事業者団体法の改正)

18 事業者団体法(昭和二十三年法律第百九十一号)の一部を次のように改正する。

第七條第八号の次に次の一号を加える。  
九 公益事業法(昭和二十五年法律第 号)第四十四條及び第四十五條

(経済関係罰則ノ整備ニ関スル法律の改正)

19 経済関係罰則ノ整備ニ関スル法律(昭和十九年法律第四号)の一部を次のように改正する。

別表乙号第八号を次のように改める。  
八 削除

二十九 公益事業法ニ依ル許可ヲ受ケ電気事業ヲ営ム者

(罰則の経過規定)

20 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、第二項及び前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○高瀬國務大臣 電気事業再編成法案及び公益事業法案の御審議をお願いするに先だちまして、その提案理由を一括御説明申し上げます。

まず電気事業再編成法案について、その概要を御説明いたします。申すまでもなく、電気事業の再編成は昭和二十三年二月、日発及び各配電会社が集中排除法による指定を受けて以来の懸案でありまして、ポツダム宣言の要請による経済民主化方策のきわめて重要な一環をなすものであります。政府としては諸般の客観情勢にかんがみ、す

みやかにこの懸案を解決する必要を痛感いたしましたので、昨年十一月、通商産業省に電気事業再編成審議会を設け、爾來再編成の方策を慎重に審議したのであります。

本法案は政府が審議会の答申及び参考意見を検討参酌した結果、到達した最終の結論を盛つたものであります。本法案の骨子は、経済民主化の要請に即応し、電力国家管理態勢を刷新し、電気事業の再編成を実施するため、集中排除法の指定を受けた日本発送電及び九配電会社を解体し、現在の配電区域をそのまま供給区域とする九箇の新電気事業会社を新設し、民有民営の基礎の上に、企業運営上活発なる創意を發揮せしめるとともに、発送配電一貫経営による責任体制を確立せんとするものであります。

その際これらの新会社はそれ／＼供給区域内の発送配電設備を保有することを原則とするが、各地域の電力供給の均衡を確保し、かつ水火力発電所を不可分の一体として運営せしめる見地から、特定の発送電設備については、その所在にかかわらず帰属を決定したのであります。

私はかくのごとき再編成によつて初めて電気事業の経営の合理化、供給力の増強、サービスの改善が招来せられ、ひいては電気事業に対する外資導入の再開の前提条件が成就するものと確信するものであります。すなわち今回の電気事業の再編成は、単に集中排除の要請に対応するという消極的見地のみならず、わが国の最重要の基礎産業としての電気事業の正常かつ健全な発達を促進するという積極的な目標のもとに実施せられるものであります。

て、持株会社整理委員会のほか特に公益事業委員会が再編成実施の衝に當ることとしたのも、その一半の理由をここに求め得るのであります。なお本法案は再編成に伴う登録税の免除、電気事業会社の工場財団の特例、資産再評価法に対する例外規定等を定め、再編成の円滑なる実施をはかつております。なお、本法案においては、公益事業が民有民営の原則に徹すべき旨の要請に基づき、国または地方公共団体の株式取得の制限を規定しておりますが、この規定を強行することによる混乱及び弊害を最小限度に防止するために、一定の猶予期間をも定めております。なお再編成実施と同時に、電力管理法及び日発法中の国家管理に関する規定は、これを廃止することになつております。

次は公益事業法の概要を御説明します。公益事業法は、国家管理廃止後の公益事業行政機構及びこれによる公益事業の監督、調整に関する規定の大本を定めたものであります。すなわち本法は国家行政組織法の規定に基き、総理府の外局として公益事業委員会を設置することとしております。公益事業委員会は、その範を米国のいわゆるレギュラトリ・ボデーにとつたものであります。わが国憲法が議院内閣主義を採用し、行政各部は内閣のもとに統一せられ、内閣を通じて国会に対して責任をとる建前をとつておりますので、委員会の性格につきましてもこれを行政部の一課とすることとし、総理府の外局とした次第であります。委員会は内閣総理大臣が両議院の同意を得て任命する委員五人をもつて組織し、委員長は委員の互選によつて定めることに

なつております。

公益事業委員会の使命は、公益目的の達成のため、電気及びガス事業及びその需要家並びに投資家その他利害関係者相互間の利害関係を調整し、これらの公益事業を指導監督し、特に料金その他経理面の監督によつて、間接に電気及びガス事業の運営を規正することにあるのであります。国家管理の場合のごとく、事業の経営に介入し、業務の細目に干渉することはこれを認めないこととなつております。また委員会が各種の重要事項の決定にあつては、聴聞の手続きを採用し、さらに委員会の処分不服のある者に対し異議の申立てを許し、さらに委員会の処分に対する訴えを東京高等裁判所の専属管轄と定めても、公益事業委員会のいわゆるレギュラトリ・ボデーとしての性格から出ていることとあります。

翻つて、今後公益事業委員会の実施せんとする行政は、公益事業の休廃止、合併、解散及び設備の譲渡等を許可し、公益事業の会計基準を定め、資産価格を査定し、並びに資本金額の変更、利益金の処分、社債の募集、資金の借入等を認可し、電気及びガスの料金その他の供給条件の設定または変更を認可し、発電水利に関する調査、調整をすること等であり、この際特に指摘したい点は、再編成後において、電力の地帯間融通の円滑な実施を確保するとともに、電気料金の地域差の拡大を防止するため、委員会が電力の融通及び料金の調整に関し、必要な命令を発する強力な権限を付與せられてゐる一事であります。終りに電気事業再編成法案は、電力

の国家管理から電気事業民営への切りかえのための臨時立法であり、公益事業法は従来の電気事業法及びガス事業法にかわる恒久立法であります。同時に両法案が不可分の関係にあることは、再編成の実施事務の大半が公益事業委員会によつて担当せられてゐる一事をもつてしても、すでに明らかであります。

以上が両法案の概要であります。何とぞすみやかに審議を進められ、可決せられんことを切望するものであります。

○福田(一)委員 たいだいま御説明になりました電気事業再編成法案並びに公益事業法案の審議にあたりまして、この問題は非常に重要な問題であり、その産業に及ぼす影響その他国民の生活に及ぼす影響等を考えますと、慎重な態度をもつて審議しなければならぬのであります。そのためにわれわれとしていろいろと資料を提出していただきたいと思います。そのためにわれわれは、私にここで資料の要求をいたしましたと思ひます。大分あります。順次申し上げます。

まず第一に、全国の電力設備調査、すなわち事業者別の水、火力発電所、送電所、変電所、通信設備及び業務設備並びに事業者別の配電線の総延長、次に送電関係一覽図及び付表、次に全、業務用、家庭用、これらについて事業者別に提出していただきたい。それから需要家数と契約電力及び過去三箇年の使用実績、次に全国発生電力、過去三箇年の水、火力別、地帯別、事業者別並びに月別、それから最も水日——一番水が多い日でありま

す。及び最過水日——一番水が少なくておる日の最大電力であります。次に過去三箇年間に於ける地帯間融通電力状況並びに電力調整令、その他電力供給調整方法及びその実施状況の説明資料、次に旧料金制と新料金制の概要、これはすでにもつておるものも、ありますから、その分は省いていただいてもいいが、一応これらのものが必要だといふ意味で言つておるのであります。次に地帯別新旧料金比較表、これも多分いただいております。産業別原単位電力消費量調査。これもたしか一部分はいただいております。それから、来ておらないものも、あります。それから製品別原価に占める電力料金調べ、及び地帯別製品の新料金による値上り調べ。次に農業用電力(灌漑、排水、脱穀、調整、共同作業別)の府県別需要量と料金調べ。次に再編成後における新会社設備一覽図。次に再編成後における新会社資産表、水火力発電所、送電線、変電所、配電線、建設工事概算。次に再編成後における地帯別電力供給状況、今後五箇年間の予想をいただきたいと思います。次に再編成後における地域間の電力融通見込み量(今後五箇年間)及び融通契約の概要。次に再編成後における地帯別電気料金及びその制度、現在料金及び料金制度との比較及び今後の予想であります。次に水力賦課金を考慮する場合と考慮せざる場合について示していただきたい。さらに再編成後における電気料金が各産業に及ぼす影響、賦課金を考慮する場合と、しない場合とがあるはずであります。これをやはり地帯別に一応出していただきたいと思います。さらに再編成後における各社の収支の予想をひとつ出して

いただきたい。これは今後五箇年間に  
おける各社の收支予想であります。次  
に将来五箇年間に於ける政府の電源開  
発計画、地域別、地点名、容量、建設  
費、次に右実施に必要な資金及びその  
調達計画、これは地域別、地点別であ  
ります。次に指定会社が引受ける新会  
社の株式の比率決定の基準、さらに現  
在の設備別帳簿価格と前項評価の比較  
表であります。これがわからなければ、  
新しくどういふ会社がでるかと思  
うことがわかりません。現在の各社  
株主数と新会社の株主数はどうなつて  
おるか。さらに現在の各社解体及び新  
会社設立に要する諸費用があると思  
うのでありますが、これについての内容  
を示していただきたい。それから現在  
各社の従業員数及び新会社の従業員  
数、これは大体おわかりになると思  
います。さらにまた従業員の引継ぎ方法  
をどういふふうにするか。以上の諸  
点について、すみやかに資料を提出せ  
られんことを望みます。

再編成についての資料は追つて請求し  
たします。

○宮崎政府委員 ただいま福田委員か  
ら御要求の御資料は、この両法案を審  
議した上に、まづたく欠くべからざ  
るものであります。その資料はこと  
ごとく準備いたしてお手元に差上げ、  
ごらんをいただきたいと存じておりま  
す。但し一言御了解いただきたいこと  
は、資料の中で、公益事業法が制定さ  
れまして、公益事業委員会の権限の中  
でなければ、勸業できない諸問題があ  
ります。一々ここでは申し上げませ  
んが、その部分については、現在の事  
務当局におきまして勸業することは、  
いささか越権のようなことになるう  
と思ひますので、この点だけを御了解願  
います。当然出すべきものは、徹夜い  
たしまして準備して、それ／＼お手元  
に出すことにいたします。公益事業委  
員会にゆだねられますところの、たと  
えば、今度の新しい会社法がどれだけの  
資本で構成されるかというような問  
題、あるいは株式の比率の問題にいた  
しまして、あるいは電力の賦課金の  
問題にいたしまして、あるいは需給  
調整の問題にいたしまして、これは  
かかつて公益事業委員会の、新会社成  
立に携わります方々のお考えくださる  
ことであります。現在では必ずしも  
確定的な想定ができないわけでありま  
す。資料はできるだけ努力を拂つて  
まゐることにいたしますが、一、二  
さうな面において欠けるところがあ  
るかもしれません、その点は事前に  
御了解を得ておきます。決して資料提  
出を回避いたさないことを、くれ／＼  
も御了解願います。

○福田(一)委員 宮崎政府委員のお話  
の意味はわかるのであります。しかし  
ながら、先ほど通産大臣から御説明が  
ありましたように、この両法案は不可  
分の関係にあります。そして公益事業  
法によつてできるレギュラトリー・ボ  
ディというものが、電力再編成と非常  
に密接な、一体不可分の関係にあるの  
であります。この再編成法案並びに  
公益事業法案というもののやることは  
はつきりわからない。いわゆる公益事  
業法案によつてレギュラトリー・ボ  
ディができて、そのレギュラトリー・ボ  
ディというものがわからないで、電力  
の再編成というものをきめることはで  
きないと私は思ひます。こういう意味  
において、宮崎政府委員の御答弁とい  
うか、御説明は、どうも私は了解に苦  
しむところがあります。どうか、でき  
るだけのことをするとおしやつた気  
持を、さらに一層徹底せられまして、  
われ／＼がそこまでつ込んで、この  
問題を研究して見ないと、ほんとうの  
結論が出ないという気持を持つてい  
るということ十分御了解の上で、この  
資料の御提出あらんことを希望する  
ものであります。

〔その通りと呼ぶ者あり〕

○宮崎政府委員 この問題は他の委員  
席からも掛声があるくらい重大な問題  
でありますので、誤解のないようにお  
願ひいたします。私の説明の仕方では、  
あるいは御了解をいただけなかつたか  
と思ひますが、公益事業委員会ができ  
ない以上は、やれないことが数多かる  
うことは、法案を一応ごらん願えば十  
分御了解いただけたと思ひます。福田  
委員の仰せられることも、私個人とし  
てはよくわかりますが、しかしここで  
お引受けして、他日になつて、これは  
公益事業委員会の権限内できめること  
だということ、これは遁辭になりま  
す。従つて事前において、公益事業委  
員会ができればやれないものは、確  
定的な問題になりかねない。そういう意  
味で、資料の提出に苦しいものがあり  
ますので、御了解を得たのでありまし  
て、決してそれを回避いたしたり、こ  
の問題の重要性というものを無視いた  
したりするものではないのでありま  
す。特に大臣の説明いたしました提案  
理由の中の不可分という意味は、この  
法案について一貫して流れるところの  
過渡経済力集中排除法に對しまする処  
置は、持株会社整理委員会の規定で行  
けるわけでありまして、これは特異の  
関係で、そのみでは参りませんの  
で、公益事業委員会にその権限を委譲  
することになる。公益事業委員会法な  
るものは恒久立法でありまして、再編  
成法はこれに對します臨時立法であ  
ります。恒久立法と臨時立法が、一応  
不可分のつながるもの、これはやむ  
を得ないだろうと考えております。従  
いまして、臨時立法でありますもの  
の、特別法として認められますところ  
の公益事業法なるものができないと、  
この臨時立法の全部の資料は集まりに  
くいものであるというのを申し上げ  
た次第であります。この点ぜひ御了解  
をいただきたいと思ひます。

○福田(一)委員 ただいまの御説明に  
よりまして、公益事業法の方が本體で  
あつて、電力再編成の方はそれに従つ  
てできるものであるようであります  
が、私はむしろこれは逆に考えたいと  
思つておる。これは意見の相違であり  
ます。意見の相違であります。電  
気事業の再編成がなければ、公益事業  
法などというものは今度出て来るはず  
のものではなかつたと私は考えてお  
る。電気事業の再編成をするために、  
公益事業法というものが出て来たこと  
は、これは明瞭な事実であると思ひ  
ます。これは意見の相違になります。こ  
れで、政府委員との間に、私がここで水  
かけ論をやつてもしょうがないが、わ  
れわれはさうに了解しておるとい  
うことを御了解いただきたい。

第二は、想定はできても、公益事業  
委員会というものができないというお話  
がありまして、政府はかかる重  
大なる問題について本案を提出せられ  
る以上は、公益事業委員会がいかなる  
事柄を行うのであるか、いかなる内容  
のものを取扱うかというようなことは、  
先ほど私が言つたこの電気事業  
再編成の方が、むしろ本體であるとい  
う見地からするならば、その方に重点  
が置かれて考えらるべきものである。  
従つて想定ということ、なるほど一  
応政府側としてはごもつともな言葉か  
もしれませんが、われ／＼として、たと  
うと解しかねるものであります。たと  
いまだそれが想定でありまして、そ  
の想定によるところのものがなければ、  
さういふ資料は出せませんという  
ことでは、この電気事業の再編成に關  
する審議は、私はできないのではない  
かと思ひます。どうしても想定という言  
葉で言ひのがれをされることは、私は少  
し行き過ぎではないかと思ひます。す  
で、宮崎政府委員の立場もよくわかり  
ますけれども、しかし想定という言葉  
でお逃げなさることは、私としてはち  
よつと解しかねます。この点はやはり





それ／＼理由のある原価から構成されておりました、これを単純に引下げるといふことはなか／＼困難であります。これをいかにして相当大幅に下げるといふことにつきましては、先般来いろいろ研究いたしておりますが、私どもの今考えられます範囲は、たとえば最も容易な方法といたしましては賃金を下げるとか、あるいは材料費を下げるというふうなことで行けば、問題はないかもしませんが、そういうこととができる次第のものでございまして、結局炭鉱内部において、合理化によつて炭価を引下げること、以外に方途はないと思ひます。その方法といたしましては現在出されている原価の内容をいろいろ研究の結果、従来炭鉱におきまして出されてゐるいろいろな資金が、非常に不足している。そのためにこれは戦時中から継続しておるものであります。そのために非常に石炭の生産についてむりが起つておる。これが現在原価の高い一番大きな原因だと私も考へておりますが、そういう問題に対しては、今後いかなる方法によりますかは、研究問題でありますけれども、石炭産業に必要な資金というものは、特に長期の設備でなければ、大幅な炭価の引下げ、ないしは石炭産業の合理化は不可能だといふように私は考へております。大体この方法につきましては、産業合理化審議会の石炭部会等におきまして、先般来慎重かつまじめに検討いたしておりますので、いずれこの方面から適當なる対策も生まれて来ると思つております。

○中村(幸)委員 ただいま御説明の通り

炭価をむりに引下げることではできない。従つてまた人員の整理とか、あるいは賃金の引下げといふようなことも、慎重に考へなければならぬ。そこで炭価の合理化といふことに今後力を注いで行く、こゝういふ話であります。これは最も適切なお話でありまして、ぜひとも炭鉱の合理化ないしは炭鉱の機械化といふようなことにつきまゝ、極力お骨折りを願ひたいと思つております。それにつきましては、ただいまお話のように、長期設備資金といふような問題につきましては、ぜひとも絶大な御盡力を願ひたいと思ひますとともに、また他面外資の導入といふようなことも必要になつて来るのじやないかと思ひますが、この外資の導入につきまして、炭鉱方面にはどういうお考えであるか、承りたいと思ひます。

○中島政府委員 炭鉱に対します外資導入につきましては、大分前にいろいろ研究したことがございしますが、現実の外資側の考へ方としましては、現状のような日本の炭鉱業に対して、思い切つた投資をするというまでの決心がついたところはないやうでございします。受入れ側といたしましては、これも非常に迷ひ入つた炭鉱業に対して、部分的な外資導入をするといふことは、経理的にも非常に困難な点がございしますが、特にまとまつて、しかも相当開発の効果があるといふやうな地点なり炭鉱なりを二、三当りまして、受入れ方法といたしましては、こゝから外資を入れていただければ十分開発ができるというやうな資料も出しておるのであります。そういう点につきまして、われ／＼もその内容を十分検討の上で、外資導入の一つの案といたしまして、関係の方には出してはございしますが、まだこれが具体化する曙光は何ら見えておりません。

○中村(幸)委員 炭価をむりに引下げることが困難である。そこで先般までは重要関連産業に対して補助金を出しておつたわけでありましたが、この補助金と申すは、そういうものを復活するお考えはないのであるか、この点承りたいと思ひます。

○中島政府委員 以前は石炭炭業自体につきましても、赤字補助でありまして、赤／＼な形の補助金的なものが出ておりましたが、現在これは全廃されております。それからそのほかに石炭を使用する産業に対しては、いわゆる石炭補助金が出ておつたわけでありまして、需要者側に対して補助金は、一応私どもの所管外でもありまして、また問題とすべき事項でもないと思つております。石炭炭業自体に対しまして、石炭の販売価格引下げのための補助金なり、補助金を出さうといふことは今のところ考へておりません。その理由は、統制撤廃までにさういつたやうな石炭炭業に対する補助金を徐に廃止いたしまして、しかも昨年の九月に全面的に統制を解除した石炭炭業を、自然の自主的な形にゆだねたその過程において、石炭炭業といふものは相当自主的に合理化もいたしまして、経営の内容を改善いたしておるわけでありまして、従つて今日までさういふやうな方向で、経営の合理化をはかりました石炭炭業を、この際また一種のおかかえ産業式にするといふことは、本来の経営合理化を妨げるという意味にもなりますし、また過去におき

まするやうに、非常にルーズな経営を行ひまして、かえつてむしろ炭価を上げるというやうなことになるかとも限りませんので、そういう意味の石炭炭業に対する補助金だけは、少くとも専管の事務当局としては避けたといふやうに考へております。

○中村(幸)委員 ただいまの御答弁で大体満足いたしました。

次にお尋ねいたしますが、わが国の石炭は戦時中の濫掘と戦後の増産に追われまして、確定炭量が非常に減少しております。またわが国の石炭は、現在わかつてゐる範囲におきまして、今後数十年を出ずして掘り盡さるべき運命にあるのであります。そこで今後未知の炭量を調査するとか、あるいは探鉱をするといふやうな方面に、積極的な奨励策を講じていただきたいと思ひます。この程度にお考えになつておるか、お伺ひいたします。

○中島政府委員 未開発地点の調査につきましては、以前からある程度行つて来ておりましたが、本年度の予算にも新規地区の炭量調査のための経費を計上いたしております。この炭量調査の内容を簡単に申し上げますと、一応地質的な調査をいたしまして、大体石炭の埋蔵せられる可能性を基礎的に調査いたしまして、その上でさらに有望な地盤にボーリングその他の方法によつてそれを確認する、こゝういふやうな方法をとるわけでありまして、現在政府がかんでおります埋蔵量は、約二十年間、昭和七年の調査にかかるとありまして、その後さういつたやうな基礎的な調査も行われておりませんので、今般これに相当の年数をかけま

して、さらに全般的に徹底的な調査を行う計画でございします。それによつて調査をいたしますと、おそらくは現在予定されております埋蔵炭量百六十五億トンの二倍あるいはそれ以上にものなるかも知れませんが、いさ／＼具体的な調査をして、炭層の状態をしつかりつかむことによつて、日本の石炭炭業の内容ももう少しはつきりした、また相当有望な数字も出て来るのではないかと、こゝういふふうに、私どもは期待しているわけでありまして、

○中村(幸)委員 次に中小炭鉱の問題につきましてお尋ねいたしますが、この中小炭鉱は、統制時代に価格の面におきまして、また金融の面におきまして、かなりの保護を受けて来たのであります。公同等の撤廃によりまして保護を失ひましたこれらの中小炭鉱は、現在休廃止するものが續出してゐるやうなありさまでありまして、この中小炭鉱の中には優良な石炭を産出する炭鉱もありまして、他面におきましては、重大なる社会問題でもあると思ひます。そこで政府におきましては、この中小炭鉱の問題につきまして、十分なる保護助成の道を講ぜられたいと考へております。本日も多数の中小炭鉱業者が、国会に陳情に参つてゐるのであります。政府におきましては、どうかこの弱業者の血の叫びをお聞き取りの上、善処せられんことを要望いたしますのであります。特に金融の問題につきましては、公同廃止後最も苦境に立つてゐるのであります。昨年暮れは幸い政府のあらゆる御努力によりまして、日銀のあつせんによりまして中小炭鉱融資も行われたのであり

ますが、今日におきまして中小炭鉱が市中銀行から資金を借り入れようといふたし、ほとんど不可能な状態であり、政府はこの中小炭鉱に対する金融の道につきまして、何らかの適切な方策をお持ちになつておられますか、この点をお伺いいたしたいのであります。

○中島政府委員 中小炭鉱は、特に統制時代におきまして金融機関と直接連絡がなかつたという点が、非常に大きな弱みでありまして、その結果配炭公団廃止後におきまして、今日所要の資金を市中銀行から融資を受けるということは、きわめて困難な状況でございます。従つて私どもは、復金融資等の特殊な融資方法がなくなり、現在におきましては、そういう中小炭鉱を所要の金融機関に結びつける。ということが、唯一の手段でありまして、それ以上、政策的な融資方法は、過去半年間いろいろ手を加えてみましたが、いづれも成功いたしませんでした。従つてそういう意味におきまして、中小炭鉱金融が、一般の市中金融に乗るような方法を講ずることが、唯一の問題であると思ひます。その意味におきましては、いろいろ日銀方面とも連絡を取つてやつておりますが、最近の事情を申し上げますと、ことしの二月ごろの状況を基礎にいたしまして、各炭鉱の経営実情並びに所要資金の金額等を調査いたしました。そのうちで将来性のある、これは炭鉱の経理状況から見ても、炭質から見ても、将来性のある炭鉱につきましては、これは将来の償還能力もある、こういう意味におきまして、日銀当局の方にその融資

を強力にあつせんしていただくように申出ております。これにつきましては、十分その調査の結果を尊重して、日銀支店を通じて、各地方の銀行等に對しまして、融資のあつせんをするというふうにお申されております。また設備資金につきましては、これはいわゆる見返り資金がその性格上、中小炭鉱にははなはだ向きにくいような状況になつておりました、しかも見返り資金のうちで中小企業向けの資金が月一億ずつございまして、これはまたその規模がきわめて小さく条件づけられておりました、従つて炭鉱のごとき、いわゆる中小といへども、相当の規模ないし資金を要するものは、なか／＼それでは救いがたい。こういうふうに見返り資金によつて設備資金を獲得する方法が、現状といたしましては、きわめて困難であります。従つてさしあたりの設備資金の獲得のためには、やはり銀行、勸業等、その他長期資金の融通のできる金融機関に對しまして、ただいま申しましたような方法により、炭鉱個別の状況を十分資源なり石炭局で調査して、あつせんするということが以外にないと思ひます。また制度的には、今の見返り資金がそういうふうな中小炭鉱にも向け得るようになり、またそれ以外の何らかの別途の構想によりまして、できるだけの設備資金を獲得できるように方法を講じたいと思つております。これはいろいろ案をもつて関係官庁その他と相談をいたしておる最中でありま。

○中村(幸)委員 この金融の問題は、優秀な大炭鉱においてさえも、非常に困難を來しておる現状でありまして、中小炭鉱の金融の困りようは、察するに余りあると思つております。どうか政府におきましては、今後とも絶大な御盡力をお願いいたしたいと存じます。

最後にもう一つお伺いいたしますが、公団手持の貯炭は現在どうなつておりますか、お伺いいたしたいのであります。公団廃止当時約五百万トンの貯炭があつたのであります、これを市場を圧迫しないよう、二十四年度中に処理するといふような、関係筋からの指令があつたように聞いておりますが、現在この貯炭はどういう現状になつておりますか、この点をお伺いいたしたいと思ひます。

○中島政府委員 三月末の公団貯炭の実績は、帳簿上八百八十六万二千トンと、いうことになつております。このうちですでに廃棄されたものは、これから除かれておりますが、さらにこの中で廃棄しなければならぬ数量も、これはかなりあるといふふう聞いております。従つて当時五百二十万トンといたしましたが、こゝまで減少いたしました、三百十何万トンといふものが、この半年間に処分せられたわけでございますが、今日までの状況といたしましては、公団貯炭処分のために、特別に市場を圧迫するといふふうな事例は、全面的にはなかつたように、私どもは承知いたしております。ただ部分的には、低品位炭の販売地区等におきましては、若干さういふふうな点も出て来たようございまして、おき、当時私どもが心配いたしておりました、これだけの貯炭を処分いたしました、大きな影響のなかつたことは、きわめて幸いと思つております。なおこの三百十何万トンの処分先は、最も

多いところは進駐軍関係でありまして、それが約七十万トンございまして、それから販売業者へ売却しまして、販売業者から小口その他に転売いたしましたものが、百二十万トンほどございまして、その他は官公署関係、日産、国鉄等でございまして、合せて三百十三万九千トンといふものが、三月三十一日までの処分数になつております。

○中村(幸)委員 三月末現在の貯炭は八百八十六万二千トンといふのは、おそれることは非常に低品位の炭だけではなかつたかと思つておりますが、この点いかがでありますか。もしそうであるとすれば、今後これの数量を処分するといふことは、ほとんど不可能になるおそれがあり、ひいては公団の赤字を招くといふことにもなると思つておりますが、これらを見すかしをお伺いいたしたいと思ひます。

○中島政府委員 百八十六万二千トンのうち、一般炭が百二十三万五千トンほどございまして、このうちで、いわゆる低品位炭に属します下級炭が六十四万七千トンございまして、従つて一般炭の半分は下級炭でございまして、これは今後処分するに困難なものだといふことになつておると思ひますが、配炭公団の当局者によつて聞いて見ましたら、やはり百八十万トンのうちで六十万トンくらいは売れないで廃棄しなければならぬものがあるのじやないか、こういうふうには言つております。この程度の廃棄炭は、現在公団が提出しております赤字の補填の予算の中には、計算に入れておられて、従つて相当ストツクの中から売れないで廃棄すべきものが出るといふことは予定法を出したといふことは、いわゆる政

う数字は、その予算に比べて決して心配する程度のものではない、こういうふうにお考へております。

○中村(幸)委員 一応この程度で打切つておきます。

○澁谷委員長代理 次は今澄男君。

○今澄委員 私は今回自由党が議員提出法案として出された本法律案をながめて見て、その提案理由が非常に不明朗であるといふことを指摘したいのであります。本法律案が、いよ／＼この国会も会期余すところわずかといふところになつて、急に議員提出法案で出たといふことについては、数々の政治的なねらいがあるであらうと思ひますが、私どもはこのような、一國の産業関係に重大な法案については、十分国会の審議を盡さなければならぬ、かように考へております。本法律案の目的として、法案を見ると、現下の経済事情にかんがみ、これを廃止する必要はまず第一の問題があると思ひます。すなわちこの言葉を、自由党はまさか、まじめに言つたわけではないであらうと思ひますが、これらの政策の行詰りを糊塗せんがために、いわゆる配炭公団の廃止並びに炭価の問題、あるいは産業全般にわたつた高カロリー炭の値上り等々、日本の地方税を含める一切の問題から、電力、ガスさらにはこの石炭等の動力関係の値上りをもたらす、わが国経済全体の影響その他を考へて、いろいろながめて見ると、政府の政策は、漸次石炭行政については行き詰まつておる。この政治的にも行き詰まつた状態のもとで、自由党の議員諸君が、議員提出法案として、この炭管法を出したといふことは、いわゆる政

府の失敗を炭管法に転嫁しようとする一つのねらいがあるというふうに、われわれは考えなければならぬと思ひます。石炭が余つたから配炭公団を廃止した。配炭公団を廃止したから炭管法はもうその必要はない、そういうふうなものを考へ方は非常にその眞の理由を没却しておるものであつて、政策の行き詰まりから配炭公団を廃止した。配炭公団の運営のしようがないからやめてしまつた。それがひいて炭管法を問題にしなければならぬというこゝたになつたのであつて、これは炭管法が悪いのではなくて、いわゆる炭管法を運用する熱意が、一年有半にわたつて続けた現在の吉田内閣について言はなかつたというこゝを、われわれは言わなければならぬ。そこで質問の第一点は、本法律案の提出理由の中に、「現下の経済事情にかんがみ、これを廃止する必要がある。」と書いてあるが、現下の経済事情とはどのようにお考えになつておられるか、まずこれからひとつお伺いしたいと思ひます。

○神田委員 今澄委員のお尋ねにお答えいたします。ただいま御質問を承りましたところ、炭管法の廃止は何か政治的意図のもとに行われておる。そこで不明朗な気分がたゞよつてゐるのではないかと、そういうような前提のもとにお尋ねがあつたようにお聞きいたしましたのであります。まずその点をひとつ十分御了承願ひたいのでありますが、これは決してさうな観点に立つて考へた結果ではないのでありまして、御承知のように、私がお答え申し上げるまでもなく、臨時石炭国管法がしました経緯を振りかへつてみますれば、當時石炭が非常に出来なかつた。そこで政

府と経営者と労働者が三位一体になつて、石炭の増産をしたい。増産を目途としてできた国管法でございまして、今日の段階におきましては、石炭の増産も一応その効果を盡してゐる。そこでこれを廃止するにいい時期ではないか。われわれの法案の成立につきましては、申し上げるまでもなく、いろいろ反対の立場にあつて意見を異にしておつたのであります。今日これを廃止するにつきますと、当時の何かおだかまりを持つておつて、そうして政治的意図のもとに出したというふうなことはないのであります。この法案が自然的に必要でなくなつた、増産を目標としておつた法案でありますので、すでにその目的は達してゐる、かように考へておるのであります。なお経済上の必要がなくなつたというふうにお尋ねのようでありまして、廃止の理由はお手元にも差し上げてあります。説明書、先ほど私が申し上げた通りでございまして、初めから終りまでよく読んでいただきますれば、その真意は十分御納得いただけるのではないかと、かように考へております。

○今澄委員 経済情勢に対する分析、その法案の中に入つたつてある、それを説明してもらわなければならぬ。現下の経済事情にかんがみ、これを廃止する必要がある。いかに経済事情を見ておるか。

○神田委員 これを讀んでいただければわかる。

○今澄委員 今概略の理由は提案理由の中に書いてあるという話であります。この法律案ができた基礎となる今日の経済事情を、どのようにこれを提出した議員諸君が考へておるかという

ことが、本法律案を審議するにあつて最も必要なことであります。われわれはこの法律案が自由党の役員会において極秘裡にきめられ、しかもそれが府政の係官と教次にわたる折衝が續けられた、それらの状況をじつと見守つておつたのであります。議会における法制局においても、法制局がこれらの法律案について組立てをいたし、しかもこれを各方面に折衝をしてゐる過程において、われわれはそれらのものが重要な法案である、社会党並びに民衆党、国協党がかつて力を入れたこれらの法律案を廃止するというものであらから、もし日本の経済界を正々堂々とわれわれと論争だけの雅量と自信があるならば、それらの法律案の提案にあつては、事前にわれわれに内々でかような姑息な手段を弄さなくとも、法制局に行けばこれらの法律案はいつでもわれわれが目に見ることができるといふやうな、公明正大な処置がとられて、この法律案が本国会にかかつたものならば、われわれはしかのどとき質問はいたしません。しかしながら、この法律案はわれわれが法制局に行つて聞いても、これは神田君より絶對に上に見せてはいけなさと深くとめられておるから、どうかかんべんを願ひたいというやうな状態のもとにおいでできたこれらの法律案を、われわれが審議するにあつて、その冒頭に何がゆゑに炭管法を廃止しなければならぬか。そのような日本の経済状態だといふことを、この法律案の理由の中に入つたつてあるが、それらの経済状態についてはどういふやうな見解を持つてゐるかといふことを、重ねて私は伺ひたい次第でございませう。

○神田委員、ただいま今澄さんのお問いを承つておりますと、この法案を作成するに御相談がなかつた、なおまた秘密にこれをやつた、そこで不明朗なものがかもされておる、この前の提議のようでありまして、これは私が申し上げるまでもなく、今日のわが国の官庁が、われわれの考えだけかやうなことをやるというこゝには相ならぬのであります。いろいろその筋と折衝する問題もあつたので、未定稿なものを世に問うといふやうなことは、惑わすことにも相ならぬかと考へます。そこで細心の注意を拂ひまして、別に特に秘密にしたというわけではありませんが、われわれの力のみによつてこのものが通るとも、通らぬとも断定できないやうな環境下におきましておられます。今日明るく出し得るやうな時期になりましたので出して、決してその間不明朗なものではないといふところを御了承願ひたいと思ひます。

なおお尋ねの今日の経済界の状況を、どういふやうに見ておるかといふやうなことでございまして、これらの点につきまして、逐一お答えすることもあるいは御要望に沿ふことかとも考へておりますが、この法案の出し方、またこの法案の扱い方につきまして、前提がどうも納得なさつておられないやうであります。それらのことが御納得が行かないやうでありましては、お答えしてもなか／＼御納得に相ならないのではないかと、いふやうなことで、先ほどお答えいたしましたのであります。私が先ほど来申し上げたように、石炭国管が石炭の増産に必要

だといふので、この立法を見たのでありまして、今日の石炭が当時の状況と比べて、需給状態がこれを廃止するに十分な状態に相なつておること、は、私から申し上げるまでもなく、今澄委員は十分御了承だと思ひます。そこでそれらのことが十分御了承できれば、この法案の審議の材料といたしましては、十分だろ／＼と考へておりますので、特にこの機会に私から今日の経済界がどうである、どうであるといふやうなことを申し上げる必要はないのではないかと、かように考へております。

○今澄委員 私現下の経済界において、産業の最も重大な価格政策等は、すでに自由放任をするといふけれども、片方では補給金の撤廃による原価の値上り、それに加ふる動力源としての電力の御承知のやうな値上り、それに地方税その他の問題で、かかる固定資産税、附加価値税その他の課税による原価の値上り、さらに石炭等についても、いわゆる高品位炭といふやうなものは、今日非常に値上りで、化学工業においてはこれらの石炭の値上りが非常に重大な脅威になつておる。このやうなときに、これらの石炭は再統制をするか、あるいは石炭の不買同盟をやつてこれらの値を下げるか、海外から石炭の輸入をやつて値を下げるかといふやうな産業界の問題となつておるといふやうな、いろ／＼な経済界の事情について提出議員の代表としての神田君の説明を求め、これに対して私どもは詳細なるわれわれの分析と見解を申し述べるつもりでございまして、なかなか御答弁がないやうでございませう。この法案が提出されるに至つた理

目途も立つておる。そこで有効需要がふえて参りますならば、この法案がなぐとも業者の自主性によつてそれを達成することができ。さういうふうに考へておるのであります、今日ただちに増産する必要があるかどうかということは、別問題ではないかと考へております。

○今般委員 石炭産業に関する国家の保護助成の意味において、臨時石炭鉱業管理法が果した使命は非常に重大である。さらに増産の上において、これが果した使命もまた重大であります。ことに労働者の保安あるいは危害、その他に対する一つの安全弁的な法律として、それが果した使命は非常に重大である。働く労働者の経営に関する自主的な協力を得る。この働く炭鉱労働者が、日本の石炭増産の達成の上に果した力も、また大きなものがござります。われ／＼はさういう意味において、これらの法律が過去において果したところの役割を考えますと、今日増産の必要がないからこれをやめるといふような簡単な考えのもとに、これがもしつづられたものであるとすれば、これまた何をか言わんやであります。そこで私は政府委員に質問しますが、今四千二百万トンという数字がありましたが、一体政府は本年度の石炭の生産目標を持つておられるかどうか。それから需要供給の建前から、日本の石炭は将来どういうふうになるかと政府委員は思ふか。さらに低品位炭の向上と、優良高品位炭の稀少性について、将来どのような方策でこれを補おうとするか、これは政府委員からお伺いたしたいと思ひます。

○中島政府委員 本年度の石炭の生産目標は、従来と違ひまして、需給状況がきつめて緩和しておりますので、従来と同様の固定をもつて考えておるわけではございませんが、一応今日の需給状況からして、四千万トン程度を目標とすればいいのではないかと、いろいろ／＼施策を考えております。

それから将来の需給の見通しでございますが、日本の現在のごとき情勢のもとにおきまして、こゝ一、二年のうち一割、二割という増産をして、はたしてその生産された炭が順調にさばかれるかどうかという点につきましては、疑問がございますけれども、しかし日本の経済が健全なる発達をするためには、四千万トンくらいは炭がここに一、二年のうちにも必要だ、こういうふうな考えられます。ただしそれはいろいろの條件がございまして、現在の情勢のもとに、それだけの増産をした場合には、いろいろ問題も出て来ますので、本年度の生産目標は四千万トン程度で十分ではないか、こういうことであります。

なお低品位炭と高品位炭の問題であります。統制撤廃後、低品位炭はきつめて生産が制限されております。と申しますのは、低品位炭の品位向上をはかりました結果、この生産数量の内容の構成が、高品位炭に移りつつあるというのが現状でございます。従つて今後自由競争の結果を見通しますと、逐次低品位炭は品質向上をいたしまして、価格から申しましても、品質から申しましても、最も使いやすい炭に、選炭その他の方法によつてかえて行くという方向になりつつございます。

が、また政府の施策としまして、もういふに生産がかわりますように、たとえば選炭機等のすえつけ等に対する金融方法を講じますとか、そういうような手段でもつて、逐次品質の向上をはかるといふように持つて行かなければならぬと考えます。

○今澄委員 今神田君から、四千万トンという目標があるではないかというお話がありました。政府は大体四千万トン見当でいいという生産目標のようでありまして、そこで先ほど、同僚議員からいろいろ質問がありました。今日、今日の中小炭鉱の非常な苦難と、これが崩壊の危機に直面しておるその原因は、政府がそういう石炭産業に関する保護であるとか、石炭産業に関する熱意を欠いて、これを自由販売制度のもとに放置して、しかもそれらの生産目標についても漠然たる目標を立て、しかも低品位炭についても、今御説明のごとき状態であるからして、これらの中小炭鉱が崩壊して行くのである。これに対する金融政策について、これに対する保護助成政策について、あるいは労務者の転換方策についても、あるいはまた炭住に住むこれらの労務者が、一般市中失業者としてほうり出された社会的な問題について、何ら政府に熱意がないことは、このような臨時石炭鉱業管理法というやうな、国家がそのものに対する責任を負おうとする一つの法律を簡単に一擲し去ろうというやうなところに、政府の性格の根本的な問題があるというふうに、われ／＼は断ぜざるを得ないのではありません。そこで私は今いろいろ御説明になりましたが、今あなたが御説明になりました政府の数字の根拠とな

るべき基礎資料を——今の低品位炭の問題あるいは高品位炭の問題あるいは生産目標の今後の問題、日本における石炭需要の推移に関する見通しの問題、何がゆゑに四千万トンを必要とするかという基礎的な日本産業の現下の問題についての資料を、今の御答弁に基いて私は要求いたします。これはこの次の委員会において私が質問する材料だから、この資料をひとつどうか委員長において御手配をお願いいたします。

それでは私は今いろいろと同僚議員の質問で、大体承つたのであります。が、配炭公社が廃止された後の、いわゆる貯炭の推移、それから配炭公社廃止後崩壊に瀕しておる中小炭鉱に対する政府の転換といふか合理化といふか、それらのものに対する資金の融通並びに伝えられたり／＼の中小炭鉱に対する救済策がありましたか、その後査としてそれらの問題はやみからやみに消えました。われ／＼がかつて委員会でも聞いた中小炭鉱に対する十八億の融資であるとか、その他いろいろの問題が議論されましたが、それはその後一体どういふふうになつたか。配炭公社廃止後の石炭の価格の問題はどういふふうな推移をたどり、現在どういふ状態にあるかといふことを、政府委員の方から詳しく御説明願ひたいと思ひます。

○中島政府委員 配炭公社の貯炭の推移につきましては、三月末の推移は、先ほど申した通りであります。が、昨年の九月からの月別の数字は、いすれ資料として差上げたいと思つておりますが、概略申し上げますと、十一月ころまでは荷さばきはほとんどに足ら

ぬ程度でありまして、実際の貯炭の荷さばきは、十二月ころからぼつ／＼始まりました。一月二月に比較的多量に入つた、こういうことになるのであります。

それから炭価につきましても、午前中に御要求がありまして、物価庁で詳細な資料を作製中でありまして、これは当局の方からの資料によつて御了承をお願いしたいと思います。

それから中小炭鉱に対する金融の問題につきましては、昨年公団統制撤廃の時から各種の案をもちまして、いろいろ協議また奔走したわけでございますが、お話の通りに今日まで政府の施策として大きな方法でもつて、この救済をはかるといふ措置は、具体的には実現しておりません。結局におきまして中小炭鉱を含む炭鉱金融の問題は、一般のコンマシーシャル・ベースで解決する以外には方法がないということになりまして、当局といたしましては個々の炭鉱別に各種の資料を集めてケース・バイ・ケースで、金融機関に対して金融をお願いしております。こういうふうな状況であります。そのような方法で一応解決しておるところもございまして、なお問題は相当残つております。

○今澄委員 ただいまの政府委員の説明は、私はまことに當を得ておると思ひます。正直に申して、今日良心のある者が——中小炭鉱に対して配炭公社廃止後において公約した政府の政策あるいは政府に公約した政府の政策あるいは自由党の政調会の名におきまして公約しておるものが数々あります。しかしながらそれらの政策が今日まで行われたといふことは、ただいま政府委員

が言われた通り何一つありません。私は高橋政務次官にお伺いしますが、先般配炭公社を廃止する際において問題が二つあつた。一つは貯炭の処理であり、一つは自由競争下における中小炭鉱をどのようにして救済するかという問題である。その問題についてはこのように考えておるといふやうないろいろな御答弁がありましたが、われ／＼はそのときに全国の中小炭鉱の諸君に、それらのことは政府のから念仏である。おそろくそういう問題は、今日の客観情勢のもとにおいてはむずかしい。かゝるがゆゑにわれ／＼は配炭公社を廃止することは断じて時期尚早であり、反対である。断じてわれ／＼は配炭公社を続けて、これらの問題の解決の目途がついた上で、政府はそのようなことを考えるべきであるといふことを申し上げたところが、あなたが責任をもつて、それらの中小炭鉱については、あるいは見返り資金あるいは預金部の融資その他数々の條項を御答弁なさつたのであります。その後中小炭鉱に関する政府の施策が進展しておらない理由と、それらの政府の施策が進展しておらないために、崩壊の状態について、高橋次官からひとつ御説明願ひたいと思ひます。

○高橋政府委員 中島局長から今澄さんのお話の仕方でも申しますと、結論を申したわけでありまして、あるいは私がこまかい事務のことを存じておりませんので、お答えするのが適當かどうか存じませんが、お尋ねでありますから一応お答えいたします。これはしばしば今澄委員からごもつともなる御熱意ある御発言をいただいて、始終繰返

して来たこととありますが、何分にも中小炭鉱の金融の問題につきましては、御指摘のような配炭公団を廃止する可否を論じました当時、いろいろ構想を持つておりました、関係方面と折衝を続けたのでありますが、残念ながらそれが許されなかつたわけでありました。このことはよく御承知のことだと存じます。しかしこれがずん／＼年末に差迫つて参りましたので、年末におきましては未拂金の整理のために、大体四億あるいはその他の資金、貯炭の倍加いたしましたものに対しては、その貯炭の量に對します一定金額を乗じましたもので約四億の金額をつける。こういうようなことで総額十一億六千万の年末融資をいたしました。これも何もやつていないじやないかという御意見のようでありまして、実は特別鑑査の調査団のお供をして参りましたその当時、福岡通商局へ私が寄つておりましたところが、出て参りました者が、年末の金融をしていただいたいへんありがたかつた。あなたは借りられましたかという、借りられました。それで今まで貸金の支拂いが停滯しておつたのが十一月分まではどうやら拂いました。ありがとうございましたというようなことのごあいさつをいただいた人が数人ありました。ところがそれと入れかわりにああいふことをやつていただいても、われわれのところにはびた一文貸してくれぬ、全然だめだ。お説のようにから念仏だという抗議を持つて来られた方も数名ございました。さうな実情でありまして、財政資金と産業資金とを固然と區別いたします財政経済の建前が、昨年の四月以来進行して参りまし

て、金融はおおむねコンマ一シャル・ベース、かようなことになりまして、あつせんと費用の受入れ態勢とが合致したところではなければ、その目的を達成しておらないのであります。われわれが念願いたしました施策が、もし自由によられたと仮定いたしますならば、それは相当に効果を上げたものと存じますが、さうな実情でできなかつたことは、私からかようなまわりくどい話を申し上げなくても、今澄委員は十分御承知だと思ひます。従いまして中島局長のように結論的にはまことに乏しき施策であつたことは肯定せざるを得ないわけでありまして、しかしながらそのほかについても、中小企業といふものに対しては金融については、爾來幾段階かの進展をいたしました。最近では協同融資、信用保証制度の実現も近くなりました。見返り資金の問題は大炭鉱でありまして、これは大体予定の通り二十四年度分は行へたわけでありまして、近ごろでは中小炭鉱の特に小さなものについては、事業団体の結成等をおつせんいたしました。商工中金を通じて、個々の融資をやつております。ところが中小炭鉱では一件三百万円限度であります。三百万円くらいは金なら借りても借りないで同じだとおつしやられるのが、炭鉱業者の実情でありまして、そのわくの中からはずれて行くのであります。これはまことに困つたものであります。何とかいたしたいといふことで、何と申し上げますと、また後刻今澄委員からしかられると困りますので、から念仏はこれ以上申し上げませぬ。しかしながら、せひともこの実情を見送りまして、放任するといふ政府

の考え方でないことを、特に御了解をいただきたいと思ひます。○今澄委員 大臣もお見えになりましたから、私のただいまの質問は留保して、鉱工業貿易公団の問題を承ります。今の御答弁でも明らかなように、言葉といふものは便利なものであつて、官廳政務次官は非常に愉快に言われておられるけれども、担当の政府委員は何一つ見るべきものはなかつたといふふうにはつきり言つておる。私は今日の政府のやつておる施策に対して、この席上で中小炭鉱のために、これこそをやつてもらいたいといふような意見をいう。同僚議員から聞くけれども、そのように臨時石炭鉱業管理法はどん／＼廃止しようとするもののは考へ方では、中小炭鉱といふものは永久に救われざる運命のもとにさらされておるといふことを強調して、私の本日の質問はこれでおいて、彼は次会に留保いたします。○澄委員 代理 此の際本案の質疑は暫時中止いたしました。鉱工業貿易公団に関する件につきまして、通商産業大臣より報告を求めます。高瀬通商産業大臣。○高瀬通商産業大臣 御承知のように今回の鉱工業貿易公団公金消費事件というやうな不正な事件が起きましたことにつきましては、政府といたしましてはなほ遺憾に存じます。深く遺憾の意を表する次第であります。事件の内容容につきましては、現在できるだけ急速にかつ詳細に調査を進めておる次第であります。また檢察当局にもこれを持ち出しておりますので、檢察当局としての取調べも進行をいたしておると考へておるのであります。従つて、近

くその全貌につきまして、はつきりした御報告ができるかと思ひますが、現在の段階では、まだその調査の途上にありますので、十分の御報告のできない状態にあるといふことを遺憾に思つております。しかし現在までのところ、判明いたしております事件の概要等につきまして、御説明をいたしたいと思ひますが、それにつきましては担当の岡部局長から詳細御報告を申し上げます。○岡部 邦政府委員 事件の概要につきまして御説明申し上げたいと存じます。現在までに判明いたしておりますところは次の通りでございます。昭和二十五年の一月中旬に鉱工業貿易公団の鉱山部の十二月末銀行預金の残高照合の際に、十二月末入金済でありました百七十万円が未入金勘定に残つておりましたことが発見されました。調査の結果次のように総額七千八百五十万円の公金消費事件を発見いたしました。本年の三月二十九日に同公団總裁より口頭をもつて通産省に報告がありまして、通産当局といたしたことは、右報告の遅延いたしましたこと、一月中旬に発見いたしましたものが、三月中旬に報告のありました点、及び檢察当局に對します措置が未了でありますこと、及びこの善後処置に關しまして嚴重戒告を加へますとにも、すみやかに書面をもつて報告せられた旨を伝達いたしましたのでございます。ついで四月四日に同公団總裁より右に關します書面報告とともに、同公団の總裁、副總裁、鉱山部長及び經理部長の進退伺いが提出されたのでございますが、事件の全貌が明瞭に判明いたしましたから、その処置を講じる

ことといたしました。とりあへずただちに東京地方檢察庁に連絡いたしました。七日付をもつて通産省より東京地方檢察庁に告発いたしました。調査方を依頼したのでございます。被害金額につきまして御説明いたします。現在までに判明いたしております被害金額は次の通りであります。一つは鉱産部經理課出納係早船惠吉、本年一月より行方不明で四月十九日逮捕されましたが、この横領客疑金額は、石油、エークス代金外二十口、六千九百九十五万九千九百九十九円七十九銭。その次は元鉱産部經理課商品係川村哲の自供にかゝる分、これは昨年七月退職いたしました、現在は新日本海運興業株式會社取締役でございます。四月十五日逮捕せられたのであります。四月十五日昭和二十四年六月末産業復興公団へ支拂すべきスクラップ代金を約二箇月流用し、八月末早船と共謀し、右補充のため鉱産部の輸入物資押下げ代金をさらに流用して、産業復興公団への支拂いを行つた金額等三千七百九十一万四千九百九十九円八十八銭。この二つの合計が九千九百八十八万一千三百三十一円四十七銭。右のうち現在までに回収いたしました金額が二千二百二十九万五千四百十三円一銭。差引現在までに判明しております被害金額は、七千八百五十七万七千八百八十八円四十六銭でございます。事件の手口を御説明いたしますと、早船、佐竹、川村等は、共謀の上、公団の物資押下げ代金を巧みに流用いたしました。相手方商社に對しましては領收証書を偽造する等の方法によりまして、一時いわゆる浮貸しに利用して、鉱産部と經理部との間の未達勘定

を計画的に作爲いたしました、きわめて巧妙に隠蔽いたしておつたものごとくであります。

とりあえずの善後措置でございますが、鉱工品貿易公団といたしましては、右事件にかんがみ、かつ当省の勧告に基づきまして、次の措置をとり、目下被害金額を精査いたしますとともに、債権の保全方につき鋭意努力中であります。一つは、三月下旬より各業務部におきます代金受領を廃止いたしました、公団本部経理部に統合いたしました、各業務部門の職員の代金受領を禁止しました。二は公団本部経理部におきまして、原則として現金、小切手の受領を廃止いたしました、公団の銀行口座入金通知をもつて相手方に代金受領書を発行することいたしました。それでもなお現金及び小切手を持つて参りますものにつきましては、銀行行員の派遣を求めまして、これに交付するということをいたさしております。その次は代金領收書の様式を改正いたしました、右以外による領收書の無効の旨を関係商社に通告するとともに公示をいたしました。その次は関係商社、銀行等に対しまして、債権債務特に代金領收書金額を照合中でございます。

なお本年四月以降におきましては、従来までの業務の整理に専念せしめることにいたしました、本年度以降の政府輸出入は公団を関與せしめず、直接通産省においてその業務を実施することとしたしております。

○小金委員 一億四前後の金が、きわめて簡単に消費されていくという報告に接して、いまだ驚いていのか悪いかよくわかりませんが、まず驚くはかたないと思つて、これは実は犯罪が起つてからいつも小言を言われまして、言い訳をされ、説明を言われまゝありますが、大体公団方式といううなものを採用するときに重大なる欠陥を包蔵し、手抜きがあつたのではないか、これをまずわれ／＼は反省しなければいかぬと思つて、今後新しい制度を採用し、あるいはまた新しい機関を設けるにあたりましては、この点を十分考へ、この災いを後の戒めとすることが、私は大事だと思つてあります。この意味におきまして、いささかたゞいまの報告に関連いたしました御質問を申し上げます。第一に、一体公団を組織するときに、公団は純然たる官庁の仕事でなく、民間がかつた自由活動と申しますが、そういう点を非常に取入れておると、これを動かすために民間人を採用する。しかもこれを官吏並の、あるいはほんとうの官吏としてこまかい俸給で縛つて、何ら官吏の訓練のない人に権限を與へ、官吏の仕事をしめることに、重大な欠陥があつたのではないかと思つてあります。この点について通産大臣のお答えをお願いいたします。

○高瀬國務大臣 公団の組織、ことにその中の人事の問題について、非常に欠陥のあるような制度になつておつたのではないか、こういう御質問だと思つて、公団の性質は今お話のありましたように、国家的な仕事を民間人の精神をもつてやつて、能率を上げて行こう。こういうところにあつたと思つたのであります。従つてなるべく公団は民間人によつて構成すべきであるという方針でおつたわけでありまして、民間人が官庁的な仕事に今まで経験がないといふようなところから、自然欠陥も起きやすいとは考えなければならぬ、民間人中特にそういう点で適任だと考へられず、重要な地位の方々は採用された上で、重要な地位の方々は採用されておると考へておるのであります。制度そのものの欠陥というよりは、やはり人事について十分慎重な選考といふような点があるのではないかと考へます。

○小金委員 私はいかに人事に意を用いてつづかな人を採用しても、役柄が役柄組織が組織であるといふことは、非常に大事でありまして、公団方式といふようなものは、使ひようによればきつめて能率を発揮するのでありますが、今回のようなことが起る。また小さい事件としてはたくさん起つておるのではないかと、こういうふうに考へます。たとへば民間会社であれば、株主も非常にやかましく言ひ、監査役も監査の目を光らして、いろいろな取締りをする。ところが監督者が役人である場合には、一定の期限が来るまでは、監督の目を光らせて監査の実をあげるということはできない。その間に二月なり三月なり、この程度の金はちよつと融通して浮貸してもいいのではないかという氣を起させておる。ここに私はちよつとねにねずみや魚の番をさせておくような仕事になつておるのではないかと思つた。たとへばどういふふうになつておるかかわりませんが、経理係あるいは出納係が二、三人共謀すれば、数千万円あるいは一億に近い金をどまかして、どうにも利用することができるといふようなことが起つた。ここに私は魚やねずみをとることに違ふなねに、ねずみや魚の番をさせておいたといふような結果になつて来ているのではないかと考へる。これについて私は一体金を受入れる人だけで出すことが可能であるのか、あるいはまた偽造の受取りを入れておいて、それが数箇月間わからぬで済ませ得たといふことについては、人が悪かつたといふことのほかに、制度にあるいは運用自体において欠陥がなかつたか。この点を私は大臣または政府委員にお尋ねいたします。

○高瀬國務大臣 實際にこの鉱工品公団の今度起りました事件について調べた結果によりますと、確かに制度の運用上において非常な欠陥があつたことは考へております。それは私どもの考へでも、金を受取る人を領收書を出す人と同じであるといふような場合には、どうしてもこういうような事件が起きやすいのであります。そういう点で、元来の規則ではそういうことができないようになつておると考へるのではありませんが、それに違反したやり方をやつておるといふ点が認められるのであります。それからまた今局長の説明にありましたように、鉱産部と経理部との間の未達勘定を通しての不正であります。元来それはできないはずになつておるのであります。金はすべて経理部に持つて行くべきものであります。鉱産部が金を受取るべきものではない。初めはそういう組織になつておつたようでありまして、ところが實際やると鉱産部が各所にたくさんある。そこで金も一々各所の鉱産部で取らないで経理部へ全部持つて行かなければならぬといふことが非常に不便だとか、やつかいだといふような点から、だん／＼に鉱産部がこれを受取つて、そして経理部の方に持つて行くといふふうにくずれて来ておるようであります。もしそういうことにならないうで、金は必ず経理部に持つて行くといふことが実行されておつたならば、今度のような事件は起きなかつたと思つておるのであります。そういう点から見ますと、確かに人の問題だけでなく、そういう事務の系統の問題としても、今までやつておつた公団のやり方についてはこれを反省し、かえる必要がある。そういう意味で今局長から御説明いたしましたように、今後この種のこの起きないようないろいろの措置を講じたわけでありまして、

○小金委員 大臣も率直に欠陥のあるところをお認めになりました、その欠陥が再び生じないような措置を、今とつてあるといふようなお話で、その点は了いたしました、実はこれはいかに完全なものであり、またそういうことが再び起らぬように措置を講ずるにいたしました、これはまた日がたつてからすれば元の木阿彌になつておる。そこで私はどうしても公団方式などといふものはこれは過ちが起ると、今度公団としての能率のある働きがなくなる。これは痛し、かゆしになるおそれがあります。そういうようなことで、何かこの新しい組織に

対しては経験がない初めてのことであるから、いろ／＼な不始末を生じがちでありました。しかし公団というものもいざれ廃止されるからということなのかもしれません、存続する間はどうかひとつそういう過ちが起らないように——しかしまた公団というものはどうにも動きがとれないというような不便な機関になつても困ると思うのであります。むづかしいではありましたが、万全の措置をとつていただきました。小さい事件でありましたが、ある地方の食糧事務所で、やはりこういうようなことが起りました。二十四、五歳の青年で前途有望な、しかもきわめてまじめな青年が金をこまかした。その陰にはやはり婦人関係があつた。これは非常に大事な問題であつて、ほとんどアプレ・ゲールの若い人の途方もないことをするのには、そういうふうなうしろのいろ／＼な関係が相当あります。これなどについても、身分不相応の車に乗つたり、婦人——と言つては語弊がありますが、そういう遊びをするという場合には、ほとんど例外なくただちに措置をとれば、こういうようなことがもつと被害が少なくて済んだのじやないかと、私は思うのであります。今後の監督については、私は人権の擁護と人間の平等ということと、職階制が混乱を来してゐる、——平等というものは人間としての平等関係で、職務権限あるいは地位については決して平等ではないはずであります。これら点について局長はどういうお考えをお持ちになれるか。一応の所見を伺わせていただきます。一応の所見を伺わ

○副都(邦)政府委員 確かに今小金委員のおつしやいますように、そういう婦人関係等については、もう少し注意すればよかつたといふことは、現在公団の当事者から聞いておりますが、若干注意をして気がついたときには、すでに逃亡しておつたといふようなことを聞いております。非常に遺憾に存じておりますが、できるだけ監視したいと思つております。

○小金委員 この問題はひとり通産省のみを責める問題ではなく、政府全体が、ことに経済安定本部等も、私は相当責任があるのではないかとと思われまゝ。そこで鉱工品貿易公団のみならず、いろ／＼な公団があります。また食糧公団であるとか、いろ／＼のものもあるで、内閣としては十分この点について御留意を願ひまして、公団全体について、いわば公団白書というやうなものでも作成されまして、国民を納得させて、そうしていざこれのしりぬぐいは国民の納めた税によつてなされるのではないかと私は考えます。内閣、どうか大臣とせられましては、内閣において公団全体についての大掃除をした白書を、お示し願ひたい。いへん仕合せだと存じます。これだけ御注文申し上げます。

○高瀬國務大臣 ただいまの小金委員の御注意を承りまして、私としても今後善処したいと思ひます。なお公団につきましても御承知のように、この鉱工品公団も近く廃止されるということになつております。その他の公団についても同じ事情にあるといふようなこととが、おのずから公団当局、公団の多くの職員が、おのずから公団の多めではないか。どうせつづけるのだ、やめるのだといふやうな無責任な気持ちが、どうも起きやすいものだらうと思

うのであります。その結果が自然多くの問題を起すといふことになるのではないかと思ひますので、この点も今後十分に警告をいたしまして、問題のないようにして行きたい。そうして公団等については経済調査庁が、相當の調査をしておるはずでありますから、その結果によりまして国民に納得の行くやうな方法をとりたいて私は思つております。

○小金委員 廃止される公団を前にして職員が気がすまぬ、そのどきどきにアプレ・ゲールの訓練のない若い人たちが、よいかげんのこととすると同時に、また突に恐るべきことであると同時に、まことにあわれむべき気の毒な状態でございます。就職の先の見通しもなかつたやうなもので、すさぶのも一応もつとものように思われるのであります。罪をつくらぬように仕向けるのが、内閣の政治の重要なことであるように考えますから、どうか重々／＼御注意を願ひまして、傷物、けが人を出さないやうに仕上げていただきたい。ことに問題が起つてから、そのけが人を世の中にさらし、そうして国民に不快な原因と、負担をかけるといふことは、決していいことではない。大臣も十分その点は御了承のようでありますから、私は今の点を御注文申し上げます。同僚議員の質問もあるようでありますから、一応私の質問を終ります。

○渡谷委員 有田二郎君。

○有田(二)委員 照田経理部長にお尋ねしたいのであります。照田経理部長はたしか大蔵省から通産省の方へ派遣された方と思ひます。照田経理部長も当面の責任者の一人でありましたが、この事件に対してどういふやうなお考

えを持つておるか、お伺いしたいと思ひます。

○照田説明員 昨年末大蔵省より通産省の通商振興局経理部長に派遣されまして、初めて貿易会計の経理を担当することに相なつたのであります。着任いたしました、いろ／＼研究して参りますと、まことに複雑な関係に相なつておりました。これから改善の措置を講じたい、かように思つて鋭意努力をして参つておる最中に、このやうな事件の起きましたことは、まことに遺憾に存じておるやうな次第であります。先ほどから大臣、政府委員からお答えがありましたように、今後の経理の運営につきましては、万全を期して参りたいと考えておる次第でございます。

○有田(二)委員 目下調査中だからはずきりしたことは言えないかもしれませんが、とにかく少くも相当大きな金額になつてゐるのです。これはいづごろからこういう問題が起つたのか、以前の貿易庁時代からのつと引続きのものであるか、つい最近のものであるのか。特に昨年の四月一日から貿易公団が二つの貿易公団に減らされて起つたものであるか、つい最近起つたものであるか伺いたいと思ひます。

○岡部(邦)政府委員 ただいままで、公団から報告が参つておりますところによりますれば、川村哲が鉱工品公団の拂うべき金を流用したのが、去年の六月三十日でありました。それが最初でありまして、去年の十二月二十八日に早船が一括して六千万幾らという代金を横領したのが最後でございます。その間約半年でございます。

○有田(二)委員 それは百万円とか二

百万円とかいふ金なら別でありまして、少くもこれだけの大きな金額が現われて来るまでは、しかも大蔵省からわざ／＼通産省へ照田経理部長というその方面の権威者が派遣されておるにもかかわらず、こういう事態になつたといふことについては、相当われわれとしては遺憾に思ふこともちろんであります。この点については照田経理部長の所感を承りたいと思ひます。

○照田説明員 お答え申し上げます。私擔任しましてから鋭意公団関係の報告を聞き、また毎日の貿易会計の公団との受拂ひ状況を調べてみておりました。相当多量の物資を取扱わしております。また金額も膨大なものに相なつております。しかもまた他方において未収の金が相当にあるといふやうなことでありまして、第一にこの未収金を整理することはきわめて肝要であるわけでありました。かように考えまして一月、二月、三月と、鋭意未収金整理のために、公団に対しても極力働きかけて参つて来たのでございまして、その間にございまして、こういう事態が発見されて参りましたことは、まことに遺憾に思つておるやうな次第でございます。

○有田(二)委員 私も通産省の前の商工省に關係しておつたのであります。が、とにかく大蔵省からこういう専門の人が来ておられるから、金の面においては少くとも経理部長の方においで、十分なる責任をとつておられるものであるとかやうな見解をとるものであります。こういう事態が起りましたのは、ただいま小金委員から安本の責任であるといふやうなお話がありまし

たが、さらに少くとも大蔵当局において、単に公団だけでなく、その他のあらゆる方面に対する一貫した経理上の監督あるいは指導というような点が十分でなかつたのではないか、こういうふうに考えられるのですが、さらに照田説明員の考えを承りたい。

○照田説明員 ただいまのお話ごもつともな点があるように考えるのでございませうが、公団法によりますると、公団は一つの独立の採算制を持ちました法人ということに相なつておりまして、貿易庁時代におきまして、一定の公団の経理関係の規定等を、当時の商工大臣の承認を得ましてこれに一任せられておる、こういうようなことに相なつておられます関係上、私経理部長といたしましては、直接に公団の経理内容を徹底的に洗うというような権限も與えられておりませんし、貿易特別会計の運営という面におきまして、公団と資金の受拂いがある、かようなことに相なつておりましたので、また公団の経理自体を徹底的に調査をするにいたしまして、きわめて膨大な内容でありましたので、とうてい若干の経理部員をもちましては、事実問題といたしまして、これまた困難な問題があるように見受けられました、大蔵省の方に對しまして、これではいかかかと思つたから、公団法なり公団の経理に對する根本的な対策も考慮していただきたいということを、たび／＼申し上げておつたような次第でございます。

○有田(二)委員 よく事情はわかつたのでありますが、どうかひとつ大蔵省の方と十分御連絡をとつていただいで、今小金委員からお話もありました、全体の面においてこういうようなことのないように、特にこういうような問題が起つて来たのは、やはり統制経済のしからしめるところであつて、統制経済をやつてゐる限り、こういう問題は自然と起つて来るわけでありませう。しかも統制経済から自由経済へ移行されるという現段階におきましては、よけいそういううらみがあるのではありません。ひとつ大蔵当局と十分御連絡をとつて、再びこういうことのないように御注意が願ひたいと思つたのであります。私の質疑を終ります。

○加藤(三)委員 次は加藤鐵造君。私は、すでに両君から御質問がありましたが、私はこの突に驚くべき大問題を引起したところの原因というものを、つづきに探究してみなければならぬと思つておられます。

終戦後の日本の経済の混乱から、いわゆる国をあげてのやみ経済という、公的機関における経理という問題が、非常にルーズになつて、その監督がはなはだ不十分であつたといふことは、言ひ得ると思つたのであります。先ほど来お話がありましたが、公団の単なる一出納係が、一億になん／＼とすると、その大金をごまかすことができた、さらにそれが六箇月の長きにわたつて継続して行われておつた人にかかわらず、監督する立場にある人が、全然これを知ることができなかったといふことは、まさに驚くべき無責任な監督者であると思つたのであります。これは今大蔵省当局から、いろいろ法的に欠陥がある、またこうした膨大な品物を扱い金額を扱うものを、實際上に現在の機構では、経理の査察、

監督は十分にし得るものではないといふような御答弁がありました、しかしこれは驚くべき無責任な言葉であると思つたのであります。先ほど来大臣が、どうしてこうした一出納係が大金を動かすことができたか、またそれを早く発見することができなかったかといふような理由についてお話をございませうが、要するに、その言葉を信ずるならば、公団の機構の欠陥、それから監督者との間の関係が、はなはだ不十分である、こういう点に歸すると思つたのであります。しかし私はこの際お伺ひしたいのは、公団の不正事件といふものは、昨年の夏ごろから特に次々と暴露してゐるのではありません。政府当局もそれを知つておられるはずである、また衆議院においても取上げられた問題がたくさんあるのではありません。そうした事実が次々と現れておるにもかかわらず、政府はこの六箇月の長きにわたつて行われた犯罪を、どうして十分調査し、これを知ることができなかったか。この点をひとつあらためて、大臣からお伺ひしたいと思つたのであります。

○高瀬國勝大臣 お話のありましたように、公団の問題については、かなり世間でいろいろうわさをされておつた問題であります。そしてまた今までも幾つか事件も発見をされて問題になつておつたのでありますから、政府としてはこれを尋問に付しておつたわけではございません。公団について、そういうことを起りやすい事情のあるといふことを考えまして、十分これを監督し、防止して行かなければならないといふことを考へて、各担当責任者に注

意を與へ、警告をしておつたのであります。各担当責任者も、むろんそのつもりでやつておつたはずであります。その監督の目が十分に届かなかつたのであります。その点ははなはだ遺憾だと思つております。

○加藤(三)委員 従来問題が起るたびに、監督者の立場にある政府は、まことに遺憾であつたといふことを申されて、今後は氣をつけ、十分監督もして、この責任を果すといふようなことを言つておられますが、結局次から次へと事件は来つておるのであります。そこで私は具体的な問題として、公団の経理とその監督者の立場にある通産省と大蔵省との関係をお伺ひしたい。先ほど来の御答弁によりまして、いわゆる人事の任免は政府にあるが、経理の監督は十分に得る立場にないといふようなお話でありましたが、そうすると経理の監督といふものは、單に会計検査院のみであるかどうか。おそろく監督者の立場として毎月経理の報告を受けておられるのではないかとと思つたので、この点はどういふふうになつておるか、お伺ひします。

○照田説明員 直接に公団の経理と申しますものは、公団内部の経理規程といたしましては、公団内部の経理規程といたしましては、公団の本部経理に月末に統合経理する、こういう仕組みに相なつておられます、これは先ほど大臣からもお話がありましたが、当初のスタートの際におきまして、本部経理部に一本に統合すべき筋合いのもの、従来の四十三の輸出入組合等が統合せられて、また事務所も方々に散在してゐる、こういう関係から、本部経理部一本に経理を統合するといふことは、事実上不可能であるといふの

なつてゐる次第でございます。私どもの通産省の通商振興局経理部といたしましては、公団の輸出入業務に附帯します業務として、代金の受け拂いをするといふことが入つて参つておりますので、お話の通り月末に報告を徴する、あるいはまた代金の納入等につきましては、毎日の代金納入書をもらいまして、政府の貿易特別会計に納入告知書を発行して收納してゐる、こういうことに相なつております。

○加藤(三)委員 毎月それだけの報告を受けておられれば、その金額が大きいとか件数が多いから、十分の調査ができない、こういうことはあり得ないと思ひます。もしそれができないといふならば、やはりそれだけの機関を充たすべきであると思つたのですが、その点事実上できないと先ほどおつしやいました、私はそれは納得できません。もう一応その点、はたしてできないものかどうか、なぜできないかといふことを、具体的ににお伺ひいたします。

○照田説明員 きわめて多量の物資の代金でありますので、公団自体が各業務部門がわかれておまして、それぞれ一つの独立の会社のごとくに経理をいたしまして、公団の本部経理に月末に統合経理する、こういう仕組みに相なつておられます、これは先ほど大臣からもお話がありましたが、当初のスタートの際におきまして、本部経理部に一本に統合すべき筋合いのもの、従来の四十三の輸出入組合等が統合せられて、また事務所も方々に散在してゐる、こういう関係から、本部経理部一本に経理を統合するといふことは、事実上不可能であるといふの

なつてゐる次第でございます。私どもの通産省の通商振興局経理部といたしましては、公団の輸出入業務に附帯します業務として、代金の受け拂いをするといふことが入つて参つておりますので、お話の通り月末に報告を徴する、あるいはまた代金の納入等につきましては、毎日の代金納入書をもらいまして、政府の貿易特別会計に納入告知書を発行して收納してゐる、こういうことに相なつております。

でスタートをしたようでございます。また後ほど他の機会にお伺いすることといたしまして、次にお伺いしたいことは、いわゆる鉱産部と経理部との事務が明確にわかれておられない。この点に不十分な点があつたというお話でありました。ただ、領収書は一体だれが出すのか。ただ一出納係りがあつて出すが、それが公団内部の経理規定に違反して行つておつたものではないか、と伺います。

○加藤(鑑)委員 公団の拂下げ代金の未収入金額は現在どれだけになつておりますか。

○照田説明員 鉱工品公団におきまして、三月末現在におきまして、総額九十二億三千一百万円に相なつております。そのうち配炭公団の石炭代金が五十二億九千九百五十万円、油糧公団の大豆などの概算代金が十六億九千九百六十万円と相なつております。この油糧公団の大豆の代金は、四月になりまして価格が決定次第入る、こういうことに相なつております。配炭公団の石炭代金につきましては、御存じのように、配炭公団が目下清算中でございますので、清算によりましてこの代金が入つて来る。こういうことに相なります。この二つの大口を除きますと、残額が二十二億三千九百九十九万円というに相なつております。

○加藤(鑑)委員 そうした歴大な未収入代金というものは、相当長期にわたつておるのではないかと、思ふのです。

が、そうした歴大な金額の未収入代金があるということについて、疑問を持つてそれを調査せられなかつたかどうか、その点を伺いたい。

○照田説明員 お話の通り、私擔任いたしましたから御意見の通りに感じまして、この未収入金をいかにして回収するかというのを、公団側にとりましても嚴重に督促をいたします。同時に、私もみずからいろいろ検討して参りまして、あるいは次官會議の決定により、強力にこの未収入金を取上げ、あるいはまた省議の決定によりまして、惡質な未納者に対しては法令の措置をとり、荷渡しの停止をする。その他訴訟の手続きをとらせる、こういうことをやりました。なお二月、三月におきましては、この未収入金を極力整理させるように、月別に目標額を公団に設定させまして、總裁以下各役員が一体になりまして、極力回収に努力をございます。なお三月になりましてから、滞貨融資によりまして、相当の未収入金が回収にも相なつておるような状況でございます。

○加藤(鑑)委員 今までの話を聞いておりますと、どうも私も納得できません。はなはだ失礼なことを申すようですが、監督者の立場において知らなかつたというところについては、われ／＼は大きな疑問を持たなければならぬ。極端に申し上げますならば、一体監督官庁側の直接担当する立場の人との間に一切関係がなかつたかどうか。この事件について何らかの関連がなかつたかどうかというところについて、私も疑問を持つ。たとえば先ほどどなたか答弁

になりました金の受取り等の方法についても、現金及び小切手で受取ることに許されておつたというやうなことは、大きな金額を預る場所であるだけに、私たちは非常な疑問を持つ。この事件が起つて初めて当座入金通知をもつて領収書を交付するようになったというところをおつしやいます。それは当然最初からそういう方法をもつて、監督者の立場として十分指示しておかなければならなかつた問題である。そうしなければ幾ら人を信用してみても、今日のやうな時代においてはごまかすことが幾らでもできる。善良な人といへどもやはり悪心を起すことになる。そういうやうな重大な問題が、きわめてルーズになつておつたということ。は、極端に申し上げますならば、監督官庁との間に一脈の了解があつたのではないかとすら言ひ得るのであります。その点について政府当局としてはどういうお考えを持つておるか伺いたい。

○高瀬(鑑)大臣 今度の不正事件と直接何らかの関係を監督官庁である通産省の役人が持つておるのではないかと、こういうやうな疑問についての御質問だと思ひますが、私が今まで調べましたところでは、そういう事実がないと信じております。しかしながら檢察当局でこれを取上げ調査をいたしてありますので、この調査の進行に依りまして、もしそういう事実が発見されたらいたしますならば、もちろん法に基いて嚴重なる処置をすべきである。また公団役員にしまして、現在明らかにされております人以外に、もし直接この事件に關係を持つ者があらば、むろん刑法上の問題として、嚴重

な処置を講ずべきだと考えております。

○加藤(鑑)委員 最後にお伺いしたいことは、岡部振興局長は新聞の報ずるところによりまして、新聞記者に対して監督者としての道義的な責任は感ずるが、法律的な責任は一切ないということを語つておられるやうであります。が、事実その通りのことをおつしやつたかどうか。

○岡部(邦)政府委員 私は直接の監督者としていたしまして、現在の段階におきましては、道義的な責任は十分感ずるということを申しました。法律的な責任を感じないということ、その点は言うておりません。

○加藤(鑑)委員 現在の段階においてという前提があれば、これ以上追究はすべきでないと思ひますが、現在までの事件の報道せられた内容、あるいは今御答弁せられた範囲におきまして、法律的な責任があるのではないかと私は思ふのであります。しかし事件はなお十分調査されておられませんので、この点は今日ここで追究いたしません。が、しかし私はただ一つお伺いしたいことは、道義的な責任といへども、責任は負わなければならぬというところからいいます。その点十分責任を負う心構えでおられるかどうかということをお伺いいたします。

○高瀬(鑑)大臣 岡部局長はこれにつきまして非常に道義的な責任、行政上の監督者としての責任について深く感じておられます。私に對して文書をもつて進退伺ひを提出しております。

○加藤(鑑)委員 質問はこれにて打ち切ります。ただ私は今までの政府当局の御答弁では、はなはだ事件の内容



起りました事件であります。最初は、俗な言葉で申しますと、新米の政務次官あたりが何がわかるということ、これは総裁、副総裁ばかりではなく、公団の労働組合までが私の態度に對しても批判的な目なめておつた。その取調方もはなはだ手ぬるくありまして、私の納得の行かないところでありました。現に嚴命を下しまして、これらの事件の全貌を洗つてみまし、たところが、はたせるかな輸入關稅を利用いたしまして、横濱におきまして沖仲仕と結託をいたします浮貸しといわれるもの、ある種の全貌がわかつて参りました。これは幸いにいたしまして當時手配が早かつた關係で、すべての金を回収いたしました。突如として結果になりました。しかしそれに関連いたしまして有力なる一員、かつて公団に籍を置きました一員は、後におきまして間もなく、約一箇月後であつたと思ひますが自決いたしました。自殺いたしました。この事件に對する全部の責任を負つて、この終末をつげておるわけでありまして、その報告書はただいま私の手元に持つております。この件につきましては総裁、副総裁、総務部長を呼びまして、かような事實があるではないか、かういふことでは公団といふものの経理がいかに稀薄になる、運営が稀薄になる。かようなことでは困るから、斷然注意をしてやつてもらいたいと申しました。特に會計組織、経理組織の上におきます内部牽制組織といふものがほとんど働いておらない、これは片山内閣當時つくりました経理規定であります。これは決して私の目から見れば完全なものはありません。しかしながらそれでさ

えもやつておればまだしもであります。むしろ悪いことをする機会を與えるような状況になつております。かようなことで國民にかつてやる仕事はどうして円満に、また欠陥なく行くか、さういふことはわれ／＼には考えられない。また常任監事もあるので事故検査もやつたがよろう。ところが當時は非常に公団の縮小整理をやつております關係上、労働組合の攻勢が激しくて、総裁はしばしば総裁室に軟禁されたといふような當時でありましたので、総裁もはなはだおびえておる態度でありました。しかしこれは敢然として行ふべきことを命じました。ことに一定の俸給をもらつておる人間が、二十数歳と思はれる人間が、ダイヤモンドの指輪をはめておたり、自動車を持ちまわつておたりする現実を何と見る。これらは一々その人間の人權を侵さない程度におきましては、十分これらの理由をたしかめて、あやまちのないように事前に手配するものが総裁、副総裁の役目である。これを嚴重に申し渡してありまして、それらの記録もござります。かような注意を行つて、しかもなおかつ総裁の直接の監督権の粗漏から、かようなことを繰返したものでありまして、われ／＼はこれを責任逃れの弁として申し上げるのではありません。事實といたしまして通産省は善良なる管理者の注意を怠らなかつたといふ点だけは御了承いただきたい。しかし事件につきまして直接總裁なり副總裁なりあるいはここにありますが、岡部振興局長なり、本省の關係等に、それ／＼の關係があるとしませれば、それはそのときにおきまして適當の措置を斷固とすることは、大臣か

ら申し上げましたような趣旨であります。この点も決して秘中にいたしたは、隠蔽いたしたりするやうなことは、毛頭いたさない方針で進んでおりますので、何とぞ事件の全貌のはつきりいたしますまで、諸種の事情はこれには一面には某銀行等も参加しておる、外部の会社等も關係しておるやうなことも、うす／＼わかるのである。申すことがよいから悪いかは、風早委員にもよくわかるのであります。最終結論の出すまで、それらの点につきましての御質問は、きわめて不満足な回答しかできないわけでありまして、御了承をいただきたいと思ひます。

○風早委員 今の宮内府政務次官の御答弁のうち、特ににはなはだに落ちない根本点は、これは今司直の手にかかつておるから、今までの監督状況を逐次報告するわけには行かない、かういふやうなお話であります。監督状況の報告といふものは、これは当然に国会に對してなされるべき義務があるものでござります。監督官庁としてそれは當然義務があるものでありまして、このことと、司直の手にかかつており、目下調査、あるいは審理中であるといふやうなことは、これは別問題でありまして、われ／＼がこの犯罪の内容に立ち入るといふ問題ではない。その監督の責務について、どういふ努力をされたかといふ点を伺つておるわけでありまして、その点、今の御答弁では今調査中といふことで、あだかも逃げ込まれるやうな感を與えられることは、はなはだ遺憾だと考えます。さて今出ました總裁の問題でありますが、この總裁

が組合員におびえておるといふやうなお話もありましたが、われ／＼も總裁に會つておりましたが、あの總裁は、組合員におびえるやうな總裁ではありませぬ。これは宮内府政務次官もたゞ／＼會つたことと思ひますが、むしろよく御承知だと思ひますが、実に傲慢無礼な、あのくらしい人をつた人物は、私もめつたに會つたことはありませぬ。けさの新聞にずい分にごやかに出ておりますが、昨日なんか組合員が正當な組合の代表として団体交渉を申し入れに來ても、全然そつぽを向いて、絶対にこれに應じない。窓の方に向きまして、その背中に向つて団体交渉をやつておる。そして団体交渉者が抗議文を出しますと、その抗議文をいきなり四階か、五階の窓から外に捨ててしまふ。さういふたやうな、実に乱暴きわまる總裁であります。これは全然組合といふものを認めておらないやうな、さういふ態度をとつておる。かういふ總裁が組合員におびえておるといふやうなことは考えられない。そのことをとやかく申す必要もありませぬが、問題はさうでなくして、むしろ組合の、特に中央關爭委員會では、熱心にこの問題について糾明し、それを總裁のところに持つて行つておるわけですか。さういふ人たちのしりぞけて、さうして一部の、みずからよくさいところがあるために、事柄を隠蔽したり、またそのためにはおどかしをかけるといふたやうな人たちに、おびえておるのかも知れませんが、實際はさういふ人たちの擁護しておる。さうしてこれを正しく追究して行こうとする組合員に對しては、少くともその結果におきましては、これはどういふ理由を

つけられたか、理由は別についておりますけれども、徹首せられておる。こゝういつたことがあるのでありまして、私は、監督者としても、あの總裁が實際公団の運営に對して、人事關係から言へば、おそろく安本の総務局長の責任だと思ひますが、むしろさういふやうなただ法律上の責任はとにかくない。まして、通産省としても、實際あつた總裁を置いておいて、組合員にほんとうに自発的に十分に働かせるといふことは、これははなはだ困難である。そこからは／＼な問題が起きて來る。不正はこれを隠蔽し、それを摘発する者はこれをしりぞけるといふことでは、實際に通産省が不正の十分な追究に努力をされるという建前である限りは、これは捨てておかれなない總裁であると考え。さういふ点から見て、私は今までの政務次官の御答弁でははなはだ納得が行かないのであります。ただここでお尋ねしておきたいのは、この問題の検査の仕方、その他を全体として見まして、これが非常に中途半端なところであつたといふ。大體課長以下で、食いとめられておる。特に羽鳥といふ、これは経理課長でありまして、この人のところで大體食いとめられておる。一切合計この羽鳥課長の手になすりつけられておるといふやうな、これは検査方針といふよりも、さういふ検査方針であるかのごとくに見えぬ。さういふところが、私どもは非常に納得が行かないのであります。これはその背後に樋口次長といふ人物がおりまして、むしろ組合員の中で、この樋口こそがこの事件の元凶の一人であるといふことを、これは非常



たしたい、こういうつもりであります。

○風早委員 人事権、人事の問題は、もちろん人事院に最終的にあるわけでありますが、やはり事はこの公団という大事な機構の運営に直接関係する人事問題でありますから、人事問題については、やはり特別な注意を絶えず公団に対して通産省としても與えてしかるべきでないかと思つてあります。ところが實際今回問題になりました人たちの中には、公団の職員として、その資格は最初から問題であつたんじゃないかと考えられる人たちが相当多い。たとえば川村哲君、有川君、こういう人たちは、むしろこれは私の申す部類に入るわけでありまして。さらに村上秀次郎君、これなんかはたれが見ても、これは單なる満洲くずれのルンペンと言われている。どうしてあんな非常に入り込んで来るかといつて、みんな非常に困り、また不審に思つておるといつたような、そういう人を川村君の手でまたやす／＼と経理課員という重要な部署につけておる。これらが今度問題を起しておる。川村君のごときは新聞でも日本の哲といつて満洲、上海を渡り歩いた相当の者であります。年齢は若いとしたところで相当なものであります。こういうのがあつて、中々破屋しておるといふような状態、そういうことになりまして、ただ人事々々といつても、これは人事院だといふわけにいかない。もちろん人事院に対しては、われ／＼は一応質問しなければならぬわけでありまして、今日おいでになつておる通産当局に対しては、こういうでたらめな人事に対しては、やはり責任を相當感じてもらいたいのであります。

す。これからの人事については、一体どういう措置をとられるか、たとえば川村哲君は、それから今度一番問題になつておられます早船君なんか、これは現在九ビル、五百四号であります。か、国際鉄工株式会社にわけておられます。元は新日本海軍興業だと思つておるが、これは結局暴力団の組織であるとかさへ言われておるわけでありまして。そういうことがはたして事實であるのかどうか。とにかくこういうことがすでに問題になつておる以上は、これらについても十分なる関心を持つていただきたい。そこに川村君なりあるいは早船君なりは、やはり前に属しておる君の自供が新聞に出ておりますように、暴力団からの一つの脅迫におびえて逃げまわつたといふようなことも出ておるわけだ。暴力団といふようなものが、内部におきまして、もう今さらいろいろな問題を起しておる。もう今さらこれはいかに不正に巻き込まれても暴露するわけにも行かない、みずからそこから抜け出るわけにも行かない。そういう非常に奇々怪々な問題が、この奥にひそんでおるといふこと、これはなか／＼簡単な問題であります。さらにも一つ満洲くずれであります。が、福田利明君、この人はもつぱら警視庁の某高官と非常に密接な関係があると言われている人物であります。その方なり今度の検査、検査のやり方なりといふこと全体を通じて、非常な疑惑を社会においても起すわけでありまして。これで一旦もう羽鳥謙長くらのところまで問題が閉じられるといふことになれば大変なことだ。そういう点を十分に考慮いたしながら、通産省としては一体公団のこういう人事に對しては、どういふ見解をとつておられるか。これはもう人事院だからわれわれの方には関係ない、ただ仕事の上で問題が起つて来れば、そこで初めて乗り出すのだ。こういうふうなきわめて管轄的なお考えでありますか、その点参考のために、ぜひ御所見を伺つておきたいと思つてあります。

○高瀬國務大臣 御承知のように、公団人事につきましては、總裁、副總裁、理事等につきましては、通産省が関係を持つわけでありまして、下級の職員につきましては、公団自体の幹部において処理されるという事になつておるのであります。實際にこれを實施した場合に、公団の下部職員に、はなはだ不適当な人間が出るというやうなことがあつたとしても、これはやはり公団幹部の責任である、私は考へておるわけでありまして、たくさんある公団下級職員全部まで、通産省、あるいは通産大臣の監督のもとにすべての人事をやるといふことはできないことである。また人事管理上は、是非能率なことじやないか、従つて總裁、副總裁、理事の責任においてやるのが適當である。それらの幹部諸君の手腕、識見、人格等の問題になると私は思ひます。

○風早委員 さらに今回の事件は、大體浮貸し関係で特に表面に出ておるものですけれども、これは浮貸し関係の問題だけじやないものでありまして、先ほど倉庫の問題を申し上げましたが、さらに保險会社との関係で、保險料の割もどしという過程で、幾多の不正が行われておるといふことは、特に鉱品公団、貿易公団、纖維公団、産業復興公

団についても同様であります。これらは今までは／＼指摘せられておるところであります。この際私は通産當局が、このいわゆる保險会社に対する代理店、いわゆる保險ボスといつていいと思つておるわけでありまして、こういう代理店として、協盛商事、あるいは三協興業、こういうやうなものがあるといふこと、そういうものが一体どういふことをしておるかといふやうなことに對して、認識しておられるかどうか、この点参考のために尋ねておきたい。協盛商事は、大井野領、あるいは重政、これはもとの農林次官であります。三協興業は、岸信介、こういう人が牛耳つておるのであります。これらがいわゆる保險代理店、こういうものが非常に大きな不正を實際に働いておるわけでありまして、公団の物資に對して保險をつけることは、通産省として當然の措置としてやらされておるのであります。當然であります。この保險料に對して割もどしをするといふことは、法律上は禁止されておる。それを一割の割もどしをやらして、それで、もう一つたつたやうなことがおる。そういう問題であると思つておる。その割もどしは、かりに纖維だけをとりまして、その一〇％として四千万円といふものが浮いて来るわけでありまして。こういうふうな問題は、大體公団の運営からいつても非常な不経済なものじやないか、實際保險会社との直取引といふやうなことが、すでに一方では叫ばれておるわけでありまして、そういう点なんかについても関連して、これらの中間にそういう代理店が存在してやつておることについて、どうい

う認識を持つておられるかお尋ねしたいと思ひます。

○官廳政府委員 ただいまお話の保險会社の代理店のことでありまして、その会社の内容は何をしておるか深く知つておりません。この問題は、大藏委員會で竹村委員から、大體六億で、その一割として六千万円の金が入つておるじやないか、これをどう見ておるか、こういうことでありまして、その六千万円の割もどしでありまして、何でありますかは、これの使ひ道によつてその判断ができます。それをどうよいかどうかといふことについて、もし／＼な判断ができると思ひます。しかしながら根本は、もしそういうところに入不正があるとするならば、今度臨時通商業務局にすべての公団事務を引継ぐことになつておる。その中で、保險制度も切りかえたいと思ひます。自家保險の方法も検討してみたいのであります。しかしながら保險といふものは危険の分散が必要であり、保險給付の確実であるといふことが保障されなければならぬのであります。で、自家保險がよいのか、今の制度がよいのか、いろいろ考慮せられますが、保險制度であります以上、これはやはり一般の保險会社を利用するのが正し

い。しかしその保險料が意外に高率であつて、そしてそこに割もどし等の不正ができる機会を與えておるといふことが、これはまた大いに是正しなければなりません。従いまして臨時通商業務局としての保險料は、従来一円三十五銭くらいのものであつたと覚えておられますが、それを交渉の結果今回は大体八十五銭の線に値下げをいたしまして、自家保險制度でなく、保險

三三三

